資料編

1 地域拠点の現状について
2 居住促進エリアについて
3 地域拠点エリアについて
4 熊本市の人口密度に関する現状
5 用語解説
6 第２次熊本市都市マスタープラン（地域別構想）策定経緯等

1 地域拠点の現状について

①植木地区

【地域生活圏の特徴】

○地域生活圏人口：約 31,000 人

○商業や医療、公共サービス機能が北区役所近傍、国道３号沿線に集積しており、それ以外では田畑や山地が広がり宅地は分散している（地域生活圏の大半が農村部）。本市を代表する農業生産基盤を有する。

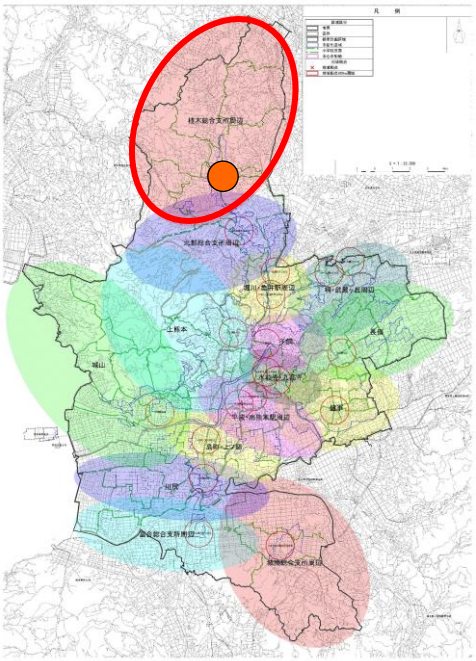

【地域拠点内の公共交通】※植木三丁目バス停を対象

○方面別系統数

中心市街地方面（北部総合出張所周辺地区経由）：８系統、山鹿方面：５系統、玉名方面１系統など

○中心ポイントの１日あたり運行本数

181 本/日（上り下り合計）

○800m 圏内のバス停数

11 バス停

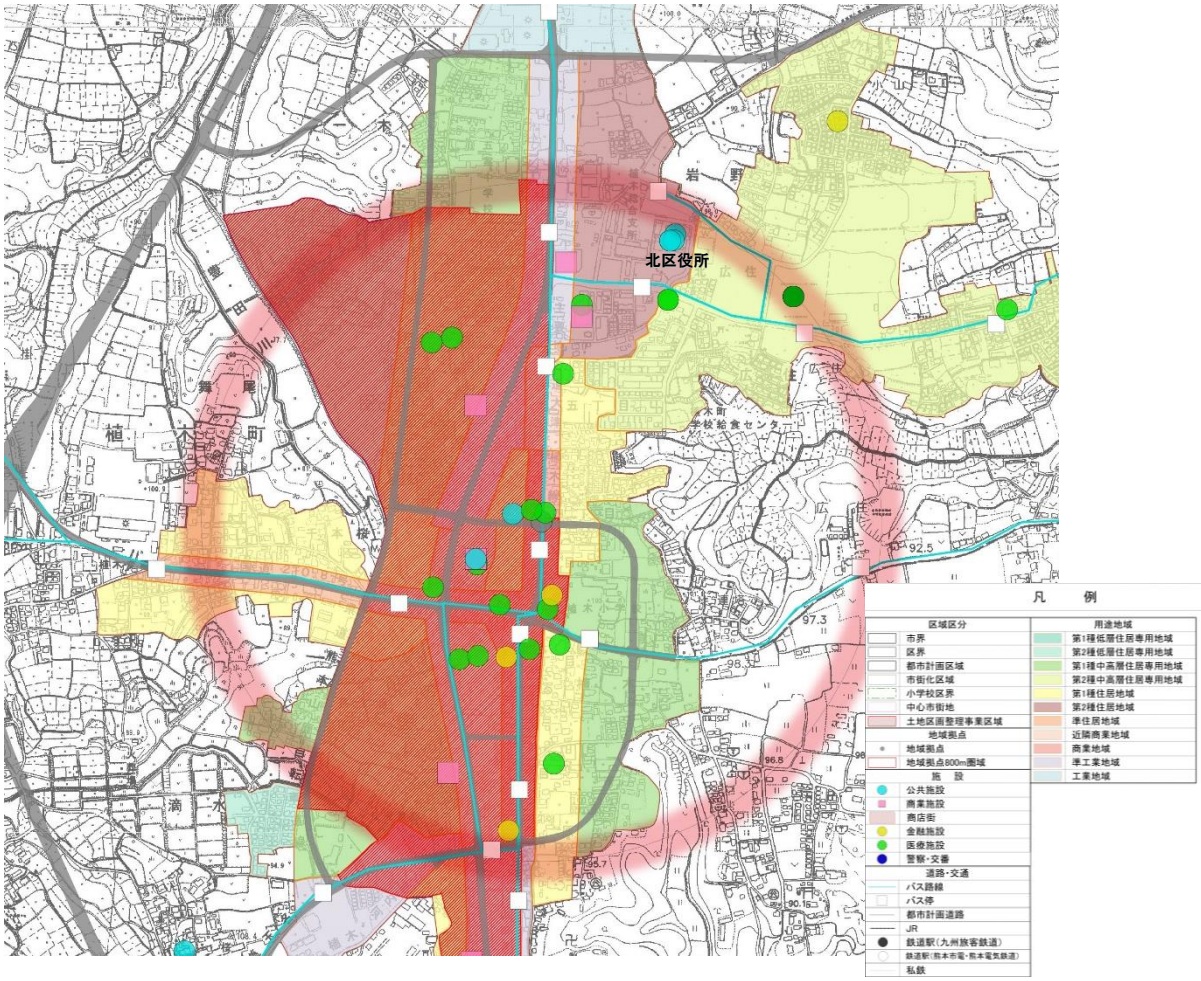

【地域拠点の人口及び人口密度】

○地域拠点内人口：約 4,900 人　人口密度：約 35.3 人/ha

【800m圏内の土地利用等】

○市街化調整区域が約４割を占める。地域拠点のうち約２割が商業系。

○国道沿線や植木町の市街地に各種機能が立地している。

800m圏面積		201ha
地域拠点の面積		140ha（70%）
	住居専用系面積	71ha（51%）
	住居系面積	37ha（26%）
	商業系面積	22ha（16%）
	工業系面積（準工業地域）	10ha（7%）
工業地域面積		0ha（0%）
市街化調整区域面積		61ha（30%）

【都市機能の現況立地状況】

○各種都市機能が立地しており、特に、公共機能や商業機能の立地が多い。

【地域拠点内における施設の立地状況】

公共機能	窓口	1 施設(北区役所)
	その他施設(コミュニティセンター等)	4 施設(植木健康福祉ｾﾝﾀｰかがやき館等)
商業機能	10,000 ㎡以上	-
	3,000 ㎡以上	1 施設
	1,000 ㎡以上	5施設
	商店街等	-
金融機能	郵便局	1 施設
	地方銀行等	3施設
医療機能	二次医療	1 施設
	病院・一般診療所・歯科診療所※	16 施設・4/4 科目

※病院・一般診療所・歯科診療所は 4 科目中(内科、外科（又は整形外科)、小児科、歯科)いずれかの診療科目を有する施設を抽出。

【地域拠点の特性】

○植木町の市街地を中心とした地域拠点で、道路沿線には宅地が広がっていますが、その周辺は田畑や山地が広がっています。
公共機能、商業機能、金融機能、医療機能全てが 800m圏内に立地していますが、特に、公共機能や商業機能の立地が多い状況です。北部地区と商業機能が連携関係にあります。

②北部地区

【地域生活圏の特徴】

○地域生活圏人口：約 17,000 人

○公共施設（北部まちづくりセンター）を核として拡がった地域生活圏である。国道３号沿線に都市機能が立地しているが、周辺には田畑や山地が広がっており、宅地は分散している。

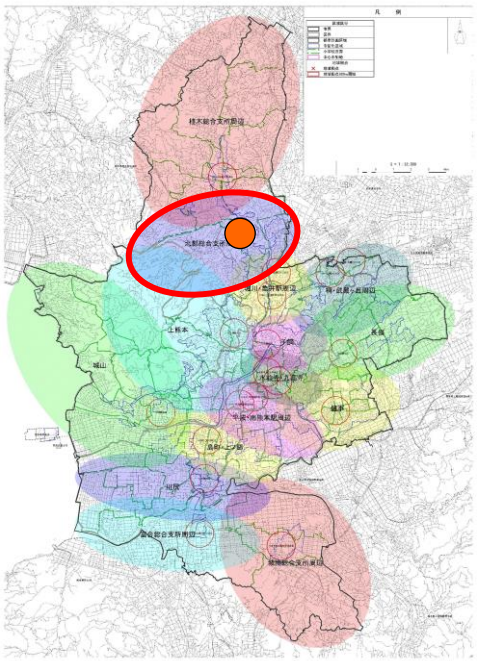

【地域拠点内の公共交通】※北部まちづくりセンター前バス停を対象

○方面別系統数

北区役所方面：８系統

中心市街地方面：８系統　など

○中心ポイントの１日あたり運行本数

207 本/日（上り下り合計）

○800m 圏内のバス停数

４バス停

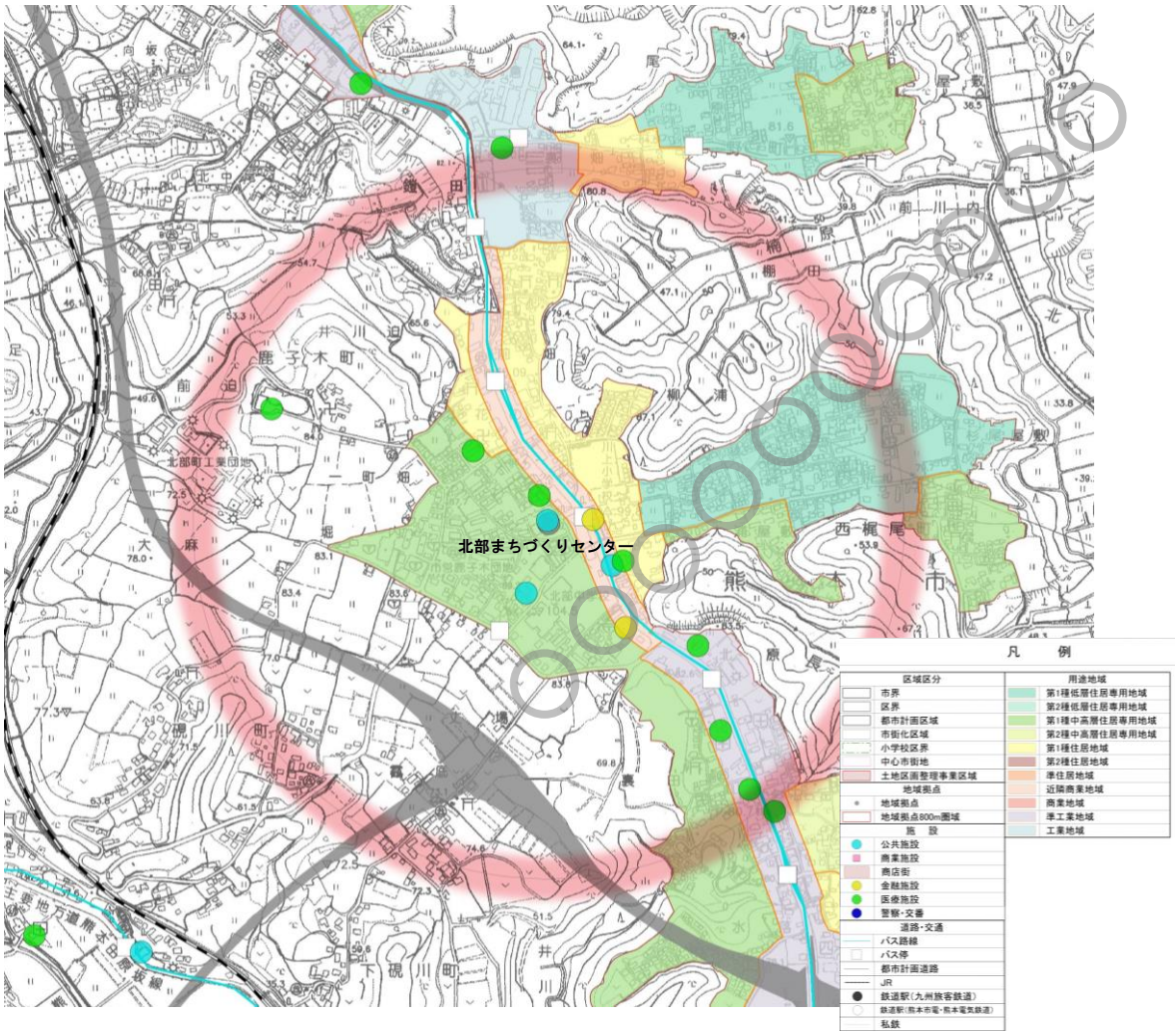

【地域拠点の人口及び人口密度】

○地域拠点内人口：約 2,400 人　人口密度：約 37.3 人/ha

【800m圏内の土地利用等】

○市街化調整区域が約７割と大半を占め市街化区域が少ない。地域拠点の約１割は商業系。

○国道３号沿線に都市機能が立地している。

800m圏面積		201ha
地域拠点の面積		64ha（32%）
	住居専用系面積	38ha（59%）
	住居系面積	12ha（19%）
	商業系面積	7ha（11%）
	工業系面積（準工業地域）	7ha（11%）
工業地域面積		4ha（2%）
市街化調整区域面積		133ha（66%）

【都市機能の現況立地状況】

○公共機能及び金融機能、医療機能は立地しているが、商業機能の立地が無い。

【地域拠点内における施設の立地状況】

公共機能	窓口	1 施設(北部まちづくりセンター)
	その他施設(コミュニティセンター等)	2 施設(川上地域ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ等)
商業機能	10,000 ㎡以上	-
	3,000 ㎡以上	-
	1,000 ㎡以上	-
	商店街等	-
金融機能	郵便局	1 施設
	地方銀行等	1 施設
医療機能	二次医療	-
	病院・一般診療所・歯科診療所※	8 施設・4/4 科目

※病院・一般診療所・歯科診療所は 4 科目中(内科、外科（又は整形外科)、小児科、歯科)いずれかの診療科目を有する施設を抽出。

【隣接地域拠点等との連携について】

・商業機能については中心市街地もしくは北区役所周辺地区との連携により確保している。

【地域拠点の特性】

○北部まちづくりセンターを中心とした地域拠点であり、今後の広域道路交通の結節点となることが期待される地域です。
現時点では公共機能に特化しており、商業機能の立地がない地域であり、当面は中心市街地もしくは植木地区との連携により機能を確保します。

③楠・武蔵ヶ丘地区

【地域生活圏の特徴】

○地域生活圏人口：約 54,000 人

○白川や立田山などを有しており、居住環境に恵まれた地域生活圏で、宅地が広がっている。隣接する菊陽町との結びつきも強い。

【地域拠点内の公共交通】 **※楠団地バス停を対象**

○方面別系統数

中心市街地方面：６系統

菊陽町方面：６系統　など

○中心ポイントの１日あたり運行本数

174 本/日（上り下り合計）

○800m 圏内のバス停数等

31 バス停・武蔵塚駅

※武蔵ヶ丘中央バス停から 800m 圏含む

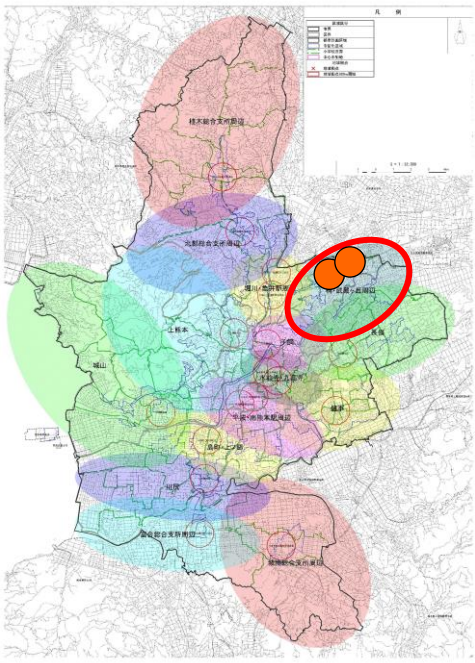

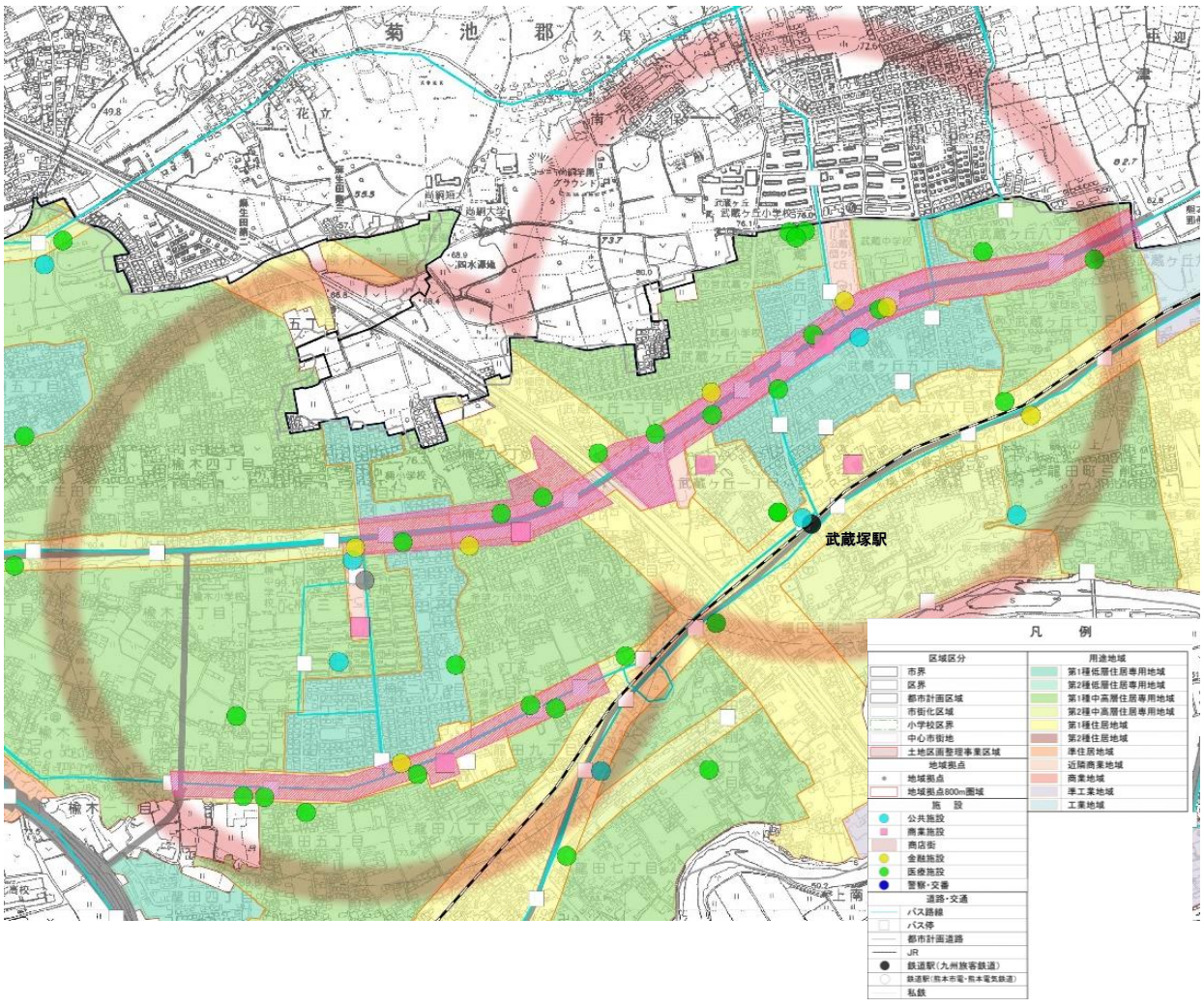

【地域拠点の人口及び人口密度】

○地域拠点内人口：約 21,100 人　人口密度：約 71.0 人/ha

【800m圏内の土地利用等】

○エリア内に菊陽町を含むが、市内はほぼ市街化区域となっている。地域拠点のうち商業系は１割未満。

○楠中央通りや武蔵中央通り沿線に各種都市機能が立地。

800m圏面積		387ha
地域拠点の面積		297ha（77%）
	住居専用系面積	229ha（77%）
	住居系面積	52ha（18%）
	商業系面積	16ha（5%）
	工業系面積（準工業地域）	0ha（0%）
工業地域面積		0ha（0%）
市街化調整区域面積（市域外含む）		90ha（23%）

【都市機能の現況立地状況】

○各種都市機能が立地している。

【地域拠点内における施設の立地状況】

公共機能	窓口	1 施設(龍田まちづくりセンター)
	その他施設(コミュニティセンター等)	4 施設(楠地域ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ等)
商業機能	10,000 ㎡以上	-
	3,000 ㎡以上	2 施設
	1,000 ㎡以上	4 施設
	商店街等	3 商店街
金融機能	郵便局	3 施設
	地方銀行等	4 施設
医療機能	二次医療	-
	病院・一般診療所・歯科診療所※	32 施設・4/4 科目

※病院・一般診療所・歯科診療所は 4 科目中(内科、外科（又は整形外科)、小児科、歯科)いずれかの診療科目を有する施設を抽出。

【地域拠点の特性】

○楠中央通りや武蔵中央通りを中心とし、人口集積は比較的高い地域拠点です。
主に宅地が広がっており、市街化区域のうち９割以上が住居系・住居専用系の土地利用となっています。
各種都市機能が立地し、居住環境も充実しています。

④八景水谷・清水亀井地区

【地域生活圏の特徴】

○地域生活圏人口：約 48,000 人

○国道などの幹線道路沿線に各種都市機能が立地し、古くからの宅地が広がっている。起伏も激しい地形となっている。

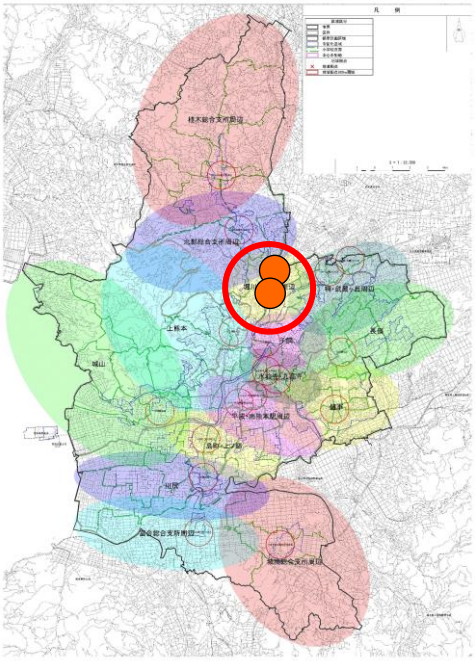

【地域拠点内の公共交通】 **※堀川駅を対象**

○方面別系統数

合志市方面及び中心市街地方面（鉄軌道）

○中心ポイントの１日あたり運行本数

バス：156 本/日（上り下り合計）

熊電：92 本/日（上り下り合計）

○800m 圏内のバス停数等

19 バス停　※亀井駅から 800m 圏含む

３駅（堀川駅、八景水谷駅、亀井駅）

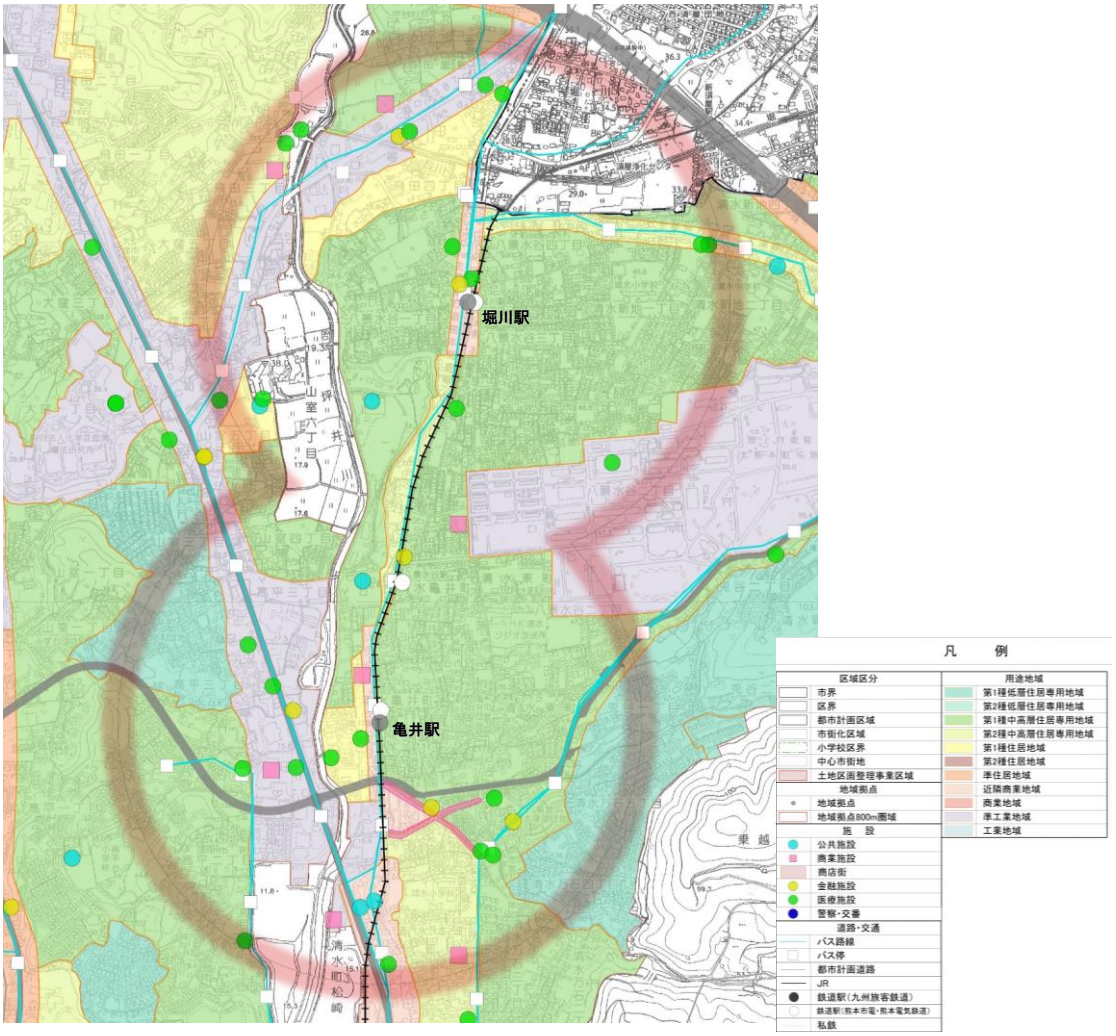

【地域拠点の人口及び人口密度】

○地域拠点内人口：約 18,500 人　人口密度：約 56.5 人/ha

【800m圏内の土地利用等】

○一部合志市を含み、坪井川沿線に市街化調整区域があるが、大半は市街化区域となっている。地域拠点のうち商業系は１割未満。

○国道沿線に各種都市機能が立地し、鉄道沿線の都市機能立地は少ない。

800m圏面積		384ha
地域拠点の面積		327ha（85%）
	住居専用系面積	231ha（71%）
	住居系面積	16ha（5%）
	商業系面積	13ha（4%）
	工業系面積（準工業地域）	67ha（20%）
工業地域面積		0ha（0%）
市街化調整区域面積（市域外含む）		57ha（15%）

【都市機能の現況立地状況】

○各種都市機能が立地している。

【地域拠点内における施設の立地状況】

公共機能	窓口	1 施設(清水まちづくりセンター)
	その他施設(コミュニティセンター等)	4 施設(清水地域ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ等)
商業機能	10,000 ㎡以上	-
	3,000 ㎡以上	3 施設
	1,000 ㎡以上	4 施設
	商店街等	1 商店街
金融機能	郵便局	2 施設
	地方銀行等	4 施設
医療機能	二次医療	1 施設
	病院・一般診療所・歯科診療所※	26 施設・4/4 科目

※病院・一般診療所・歯科診療所は 4 科目中(内科、外科（又は整形外科)、小児科、歯科)いずれかの診療科目を有する施設を抽出。

【地域拠点の特性】

○交通結節点である堀川駅や亀井駅を中心とした地域拠点で、拠点内の約８割が住居系・住居専用系の土地利用となっていますが、一部商業用地も見られる状況です。国道３号等の幹線道路沿線に各種都市機能の立地が図られていますが、鉄道駅周辺には都市機能の立地が少ない状況です。

⑤子飼地区

【地域生活圏の特徴】

○地域生活圏人口：約 31,000 人

○白川沿線に宅地が広がっており、地域生活圏に中心市街地を含む、生活利便性が比較的高い地域である。

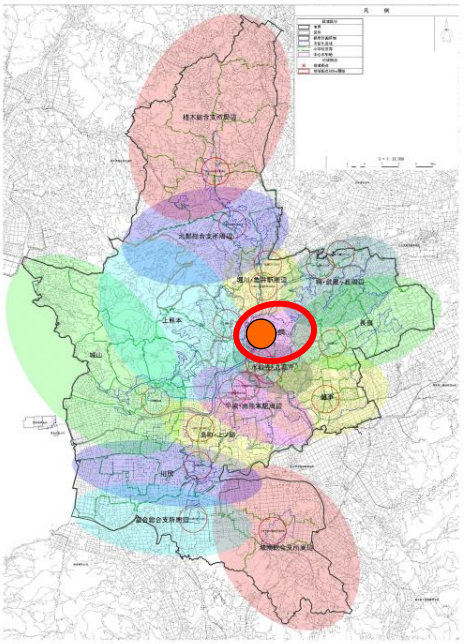

【地域拠点内の公共交通】 **※子飼橋バス停を対象**

○方面別系統数

中心市街地方面：16 系統

水前寺・九品寺方面：12 系統

○中心ポイントの 1 日あたり運行本数

508 本/日（上り下り合計）

○800m 圏内のバス停数等

18 バス停

2 駅（黒髪町駅、藤崎宮前駅）

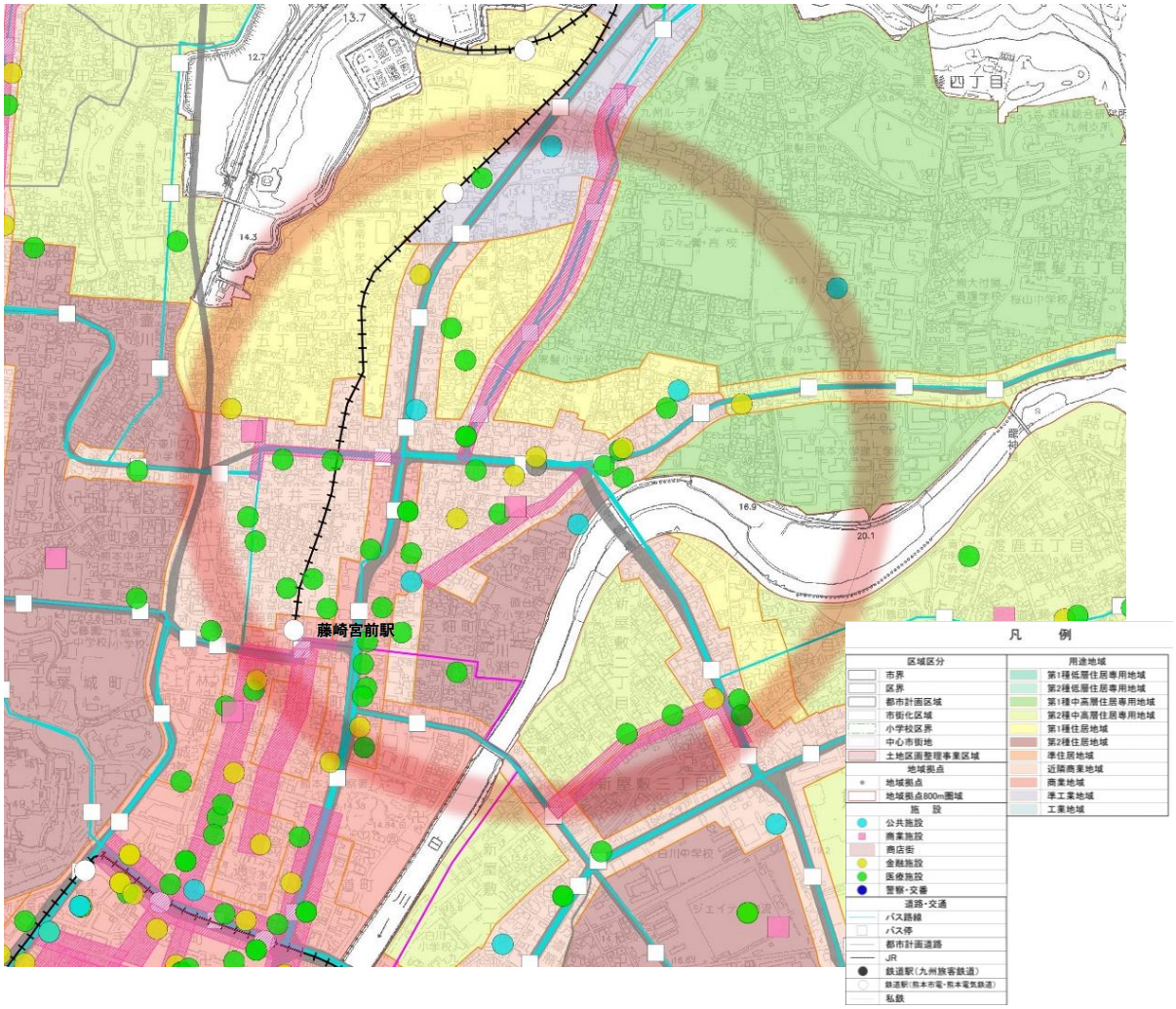

【地域拠点の人口及び人口密度】

○地域拠点内人口：約 16,600 人　人口密度：約 89.9 人/ha

【800m圏内の土地利用等】

○白川の河川区域以外は市街化区域で、地域拠点のうち約４割が商業系用途地域。

○中心市街地及び国県道沿線に都市機能の立地がみられる。高校・大学などの公共・公益施設用地も見られる。

800m圏面積		201ha
地域拠点の面積		185ha（92%）
	住居専用系面積	52ha（28%）
	住居系面積	54ha（29%）
	商業系面積	71ha（38%）
	工業系面積（準工業地域）	8ha（4%）
工業地域面積		0ha（0%）
市街化調整区域面積		16ha（8%）

【都市機能の現況立地状況】

○公共機能を除き各種都市機能が立地している。

【地域拠点内における施設の立地状況】

公共機能	窓口	-
	その他施設(コミュニティセンター等)	7 施設(碩台地域ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ等)
商業機能	10,000 ㎡以上	-
	3,000 ㎡以上	1 施設
	1,000 ㎡以上	1 施設
	商店街等	7 商店街
金融機能	郵便局	5 施設
	地方銀行等	5 施設
医療機能	二次医療	-
	病院・一般診療所・歯科診療所※	36 施設・4/4 科目

※病院・一般診療所・歯科診療所は 4 科目中(内科、外科（又は整形外科)、小児科、歯科)いずれかの診療科目を有する施設を抽出。

【隣接地域拠点等との連携について】

・公共機能については中心市街地との連携により確保している。

【地域拠点の特性】

○中心市街地や子飼商店街を中心に約４割が商業系の土地利用となっています。

○商業、金融、医療機能のほか学術研究施設も多く、生活利便性も高い地域です。公共機能については中心市街地との連携により確保します。

⑥長嶺地区

【地域生活圏の特徴】

○地域生活圏人口：約 123,000 人

○地域生活圏の西側には宅地が広がっており、商業施設や医療・金融施設等の利便性が高く、人口集積が非常に高い。東側の郊外部には田畑や山林が広がっている。

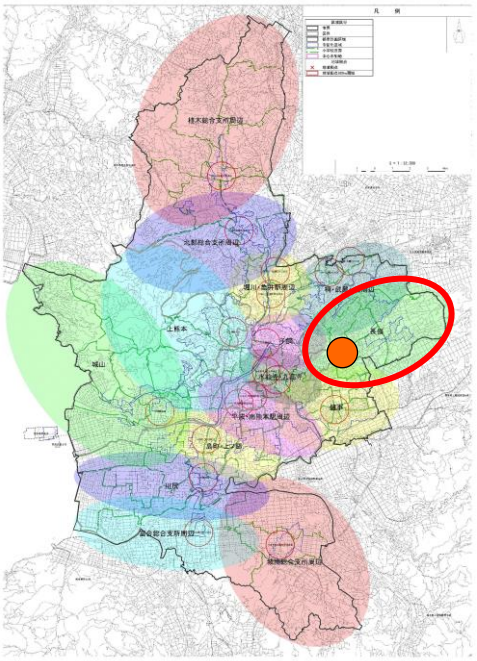

【地域拠点内の公共交通】 ※日赤病院前バス停を対象

○方面別系統数

中心市街地方面：８系統

健軍方面：３系統　など

○中心ポイントの１日あたり運行本数

377 本/日（上り下り合計）

○800m 圏内のバス停数等

19 バス停

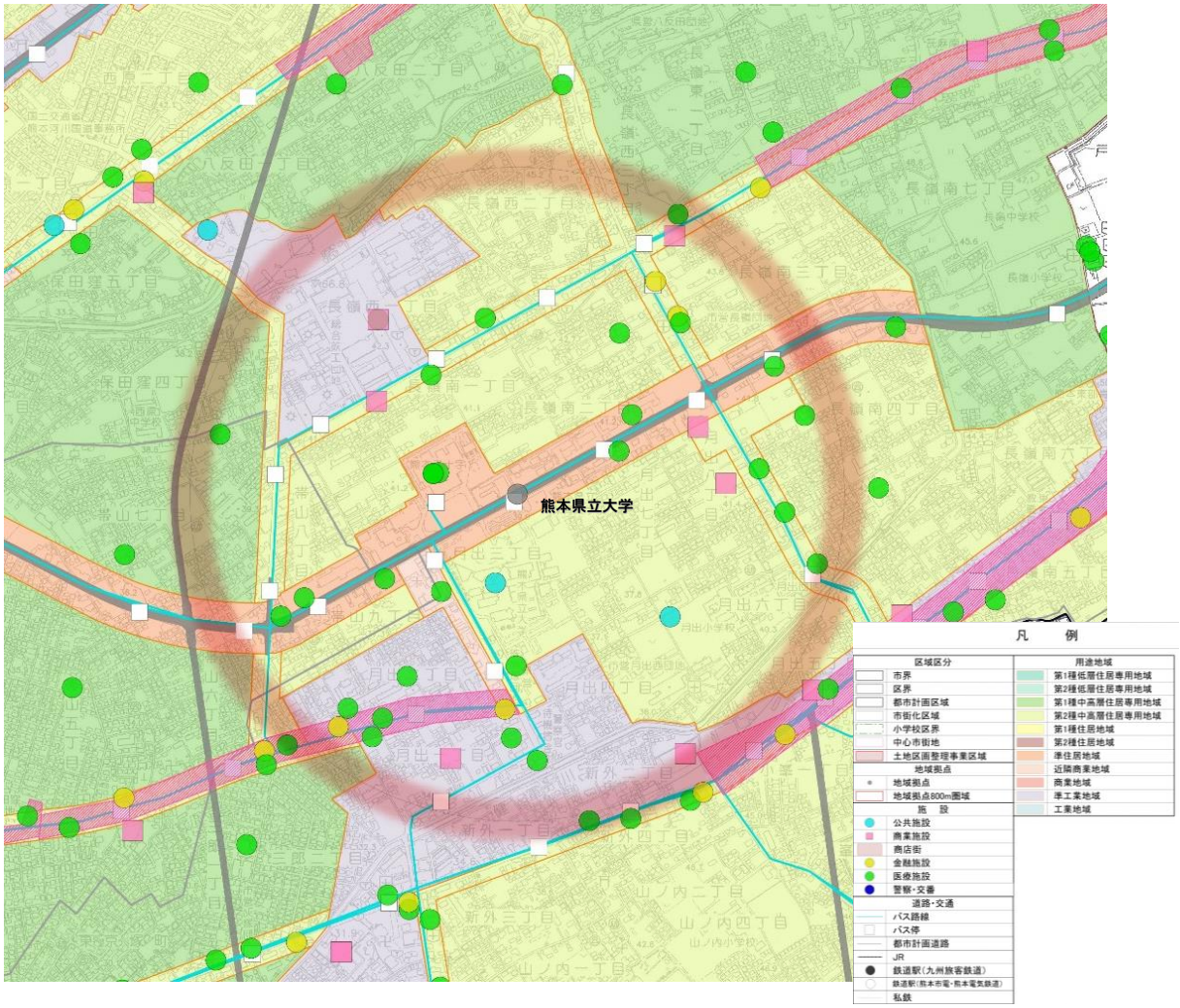

【地域拠点の人口及び人口密度】

○地域拠点内人口：約 17,300 人　人口密度：約 86.6 人/ha

【800m圏内の土地利用等】

○800m圏内全域が市街化区域であり、地域拠点のうち商業系用途は約 1%と少ない。

○各種都市機能が点在しており、大学や病院などの公共・公益施設用地や工業用地が見られる。

800m圏面積		201ha
地域拠点の面積		200ha（100%）
	住居専用系面積	127ha（64%）
	住居系面積	24ha（12%）
	商業系面積	2ha（1%）
	工業系面積（準工業地域）	47ha（24%）
工業地域面積		0ha（0%）
市街化調整区域面積		0ha（0%）

【都市機能の現況立地状況】

○公共機能を除き各種都市機能が立地している。

【地域拠点内における施設の立地状況】

公共機能	窓口	-
	その他施設(コミュニティセンター等)	2 施設(月出地域ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ等)
商業機能	10,000 ㎡以上	-
	3,000 ㎡以上	3 施設
	1,000 ㎡以上	3 施設
	商店街等	-
金融機能	郵便局	2 施設
	地方銀行等	2 施設
医療機能	二次医療	1 施設
	病院・一般診療所・歯科診療所※	25 施設・4/4 科目

※病院・一般診療所・歯科診療所は 4 科目中(内科、外科（又は整形外科)、小児科、歯科)いずれかの診療科目を有する施設を抽出。

【隣接地域拠点等との連携について】

・公共機能については中心市街地もしくは健軍地区との連携により確保している。

【地域拠点の特性】

○熊本赤十字病院や県の福祉施設等を擁した本市を代表する医療福祉拠点です。
　商業系の用途地域の面積が少なく、エリア内の約 1%しかない状況ですが、地域生活圏人口は非常に多くなっています。

○公共機能については中心市街地もしくは健軍地区との連携により確保します。

⑦水前寺・九品寺地区

【地域生活圏の特徴】

○地域生活圏人口：約 85,000 人

○地域生活圏に中心市街地を含み、市電やＪＲ沿線に中高層な建築物が集中しており、商業施設など多様な施設が立地していることから生活利便性が非常に高い地域である。

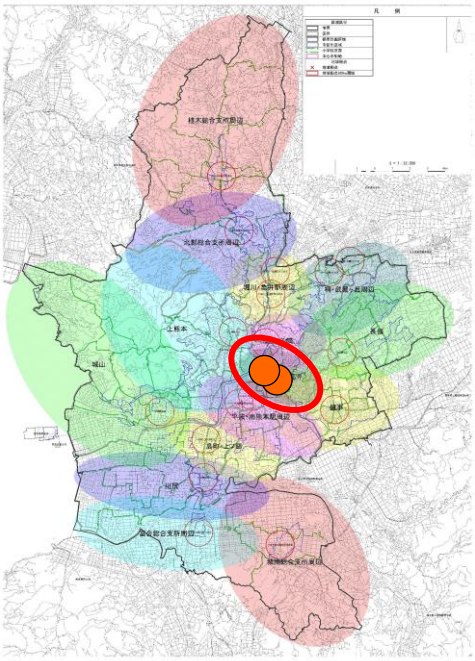

【地域拠点内の公共交通】 **※新水前寺駅・交通局前電停を対象**

○方面別系統数

―

○中心ポイントの１日あたり運行本数

ＪＲ…新水前寺駅 107 本/日（上り下り合計）

市電…交通局前電停 276 本/日（上り下り合計）

○800m 圏内のバス停数等

34 バス停

ＪＲ…２駅（新水前寺駅、水前寺駅）

市電…７電停

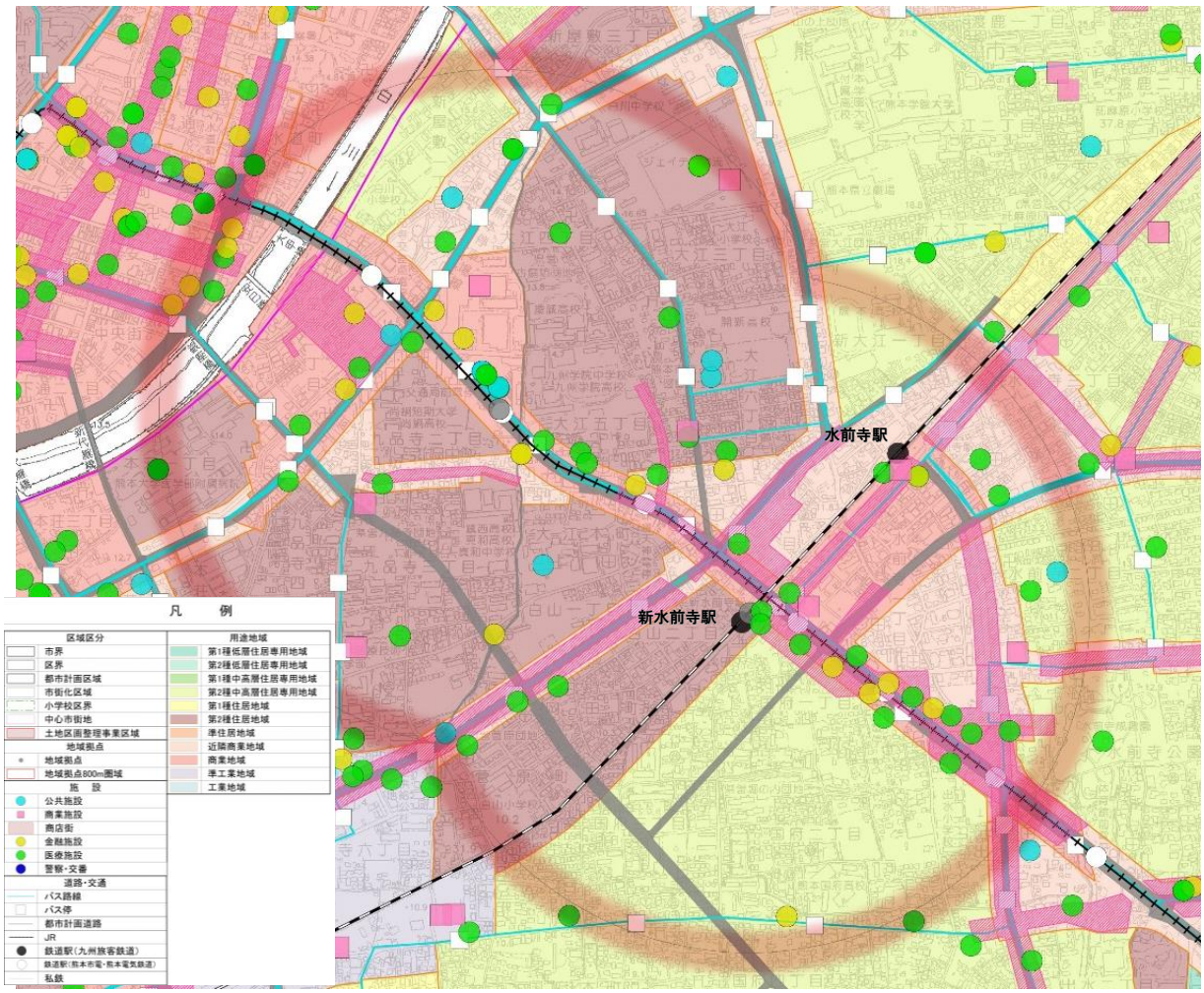

【地域拠点の人口及び人口密度】

○地域拠点内人口：約 31,700 人　人口密度：約 102.4 人/ha

【800m圏内の土地利用等】

○白川の河川区域以外は市街化区域であり、地域拠点のうち約４割が商業系用途となっている。

○商業用地や高校・病院などの公共・公益施設用地が多く見られる。

800m圏面積		318ha
地域拠点の面積		310ha（97%）
	住居専用系面積	72ha（23%）
	住居系面積	119ha（38%）
	商業系面積	119ha（38%）
	工業系面積（準工業地域）	0ha（0%）
工業地域面積		0ha（0%）
市街化調整区域面積		8ha（3%）

【都市機能の現況立地状況】

○各種都市機能が立地している。

○多種多様な施設が多く立地している。

【地域拠点内における施設の立地状況】

公共機能	窓口	1 施設(大江出張所)
	その他施設(コミュニティセンター等)	10 施設(出水地域ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ等)
商業機能	10,000 ㎡以上	2 施設
	3,000 ㎡以上	2 施設
	1,000 ㎡以上	4 施設
	商店街等	12 商店街
金融機能	郵便局	6 施設
	地方銀行等	14 施設
医療機能	二次医療	4 施設
	病院・一般診療所・歯科診療所※	43 施設・4/4 科目

※病院・一般診療所・歯科診療所は 4 科目中(内科、外科（又は整形外科)、小児科、歯科)いずれかの診療科目を有する施設を抽出。

【地域拠点の特性】

○市電やＪＲ沿線を中心に、人口集積が非常に高い地域拠点で、約４割が商業系の用途地域となっています。
公共交通の利便性が非常に高く、各種都市機能の立地が多い状況です。

⑧健軍地区

【地域生活圏の特徴】

○地域生活圏人口：約 70,000 人

○公営団地等が多数立地し、幹線道路沿線に商業機能や公共機能が立地しており、周辺には宅地が集中している。地域生活圏南部や江津湖周辺といった郊外部には田畑も広がっている。

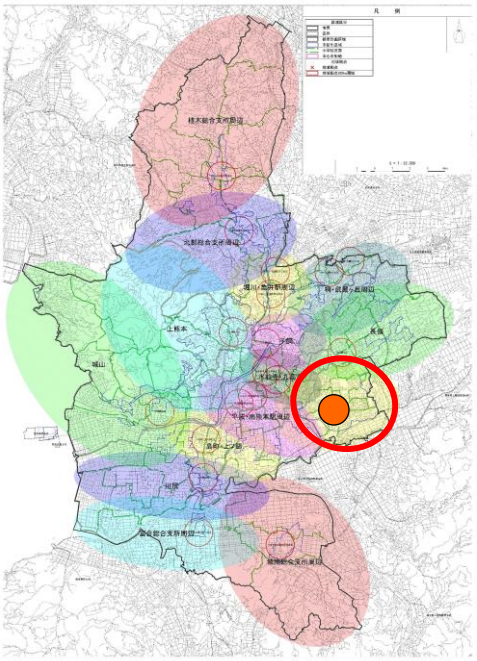

【地域拠点内の公共交通】※健軍町電停を対象

○方面別系統数

　中心市街地方面

○中心ポイントの１日あたり運行本数

　バス：216 本/日（上り下り合計）

　市電：224 本/日

○800m 圏内のバス停数等

　26 バス停

　３電停（健軍町、健軍交番前、動植物園入口）

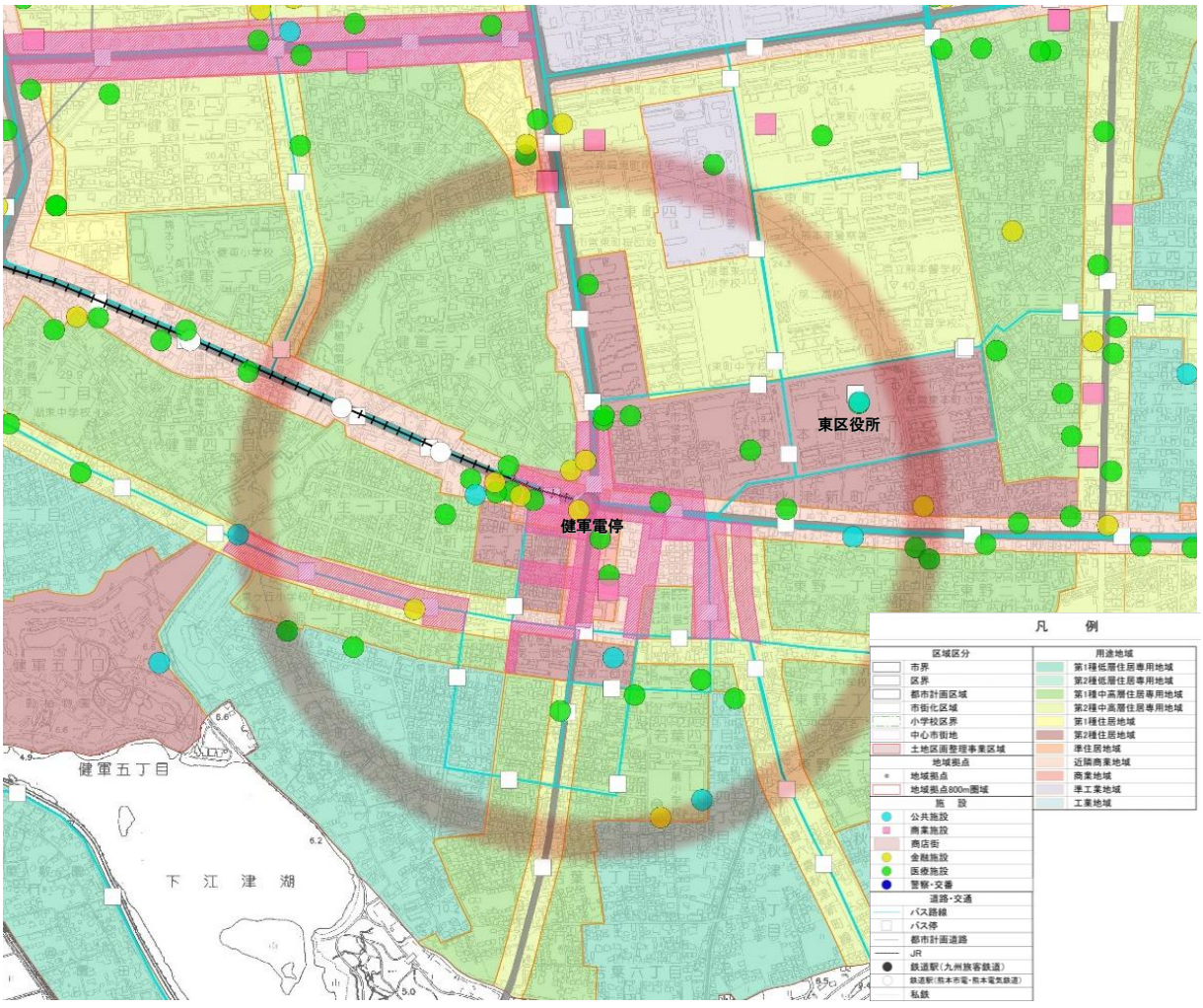

【地域拠点の人口及び人口密度】

○地域拠点内人口：約 17,200 人　人口密度：約 85.7 人/ha

【800m圏内の土地利用等】

○800m圏内全域が市街化区域で、地域拠点のうち商業系用途が 15%程度。

○市電沿線には商業用地が見られ、東区役所や公営団地などの公共・公益施設用地も見られる

800m圏面積		201ha
地域拠点の面積		201ha（100%）
	住居専用系面積	134ha（67%）
	住居系面積	33ha（16%）
	商業系面積	30ha（15%）
	工業系面積（準工業地域）	4ha（2%）
工業地域面積		0ha（0%）
市街化調整区域面積		0ha（0%）

【都市機能の現況立地状況】

○各種都市機能が立地している。

【地域拠点内における施設の立地状況】

公共機能	窓口	1 施設(東区役所)
	その他施設(コミュニティセンター等)	5 施設(若葉地域ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ等)
商業機能	10,000 ㎡以上	-
	3,000 ㎡以上	1 施設
	1,000 ㎡以上	-
	商店街等	8 商店街
金融機能	郵便局	4 施設
	地方銀行等	4 施設
医療機能	二次医療	-
	病院・一般診療所・歯科診療所※	26 施設・4/4 科目

※病院・一般診療所・歯科診療所は 4 科目中(内科、外科（又は整形外科）、小児科、歯科)いずれかの診療科目を有する施設を抽出。

【地域拠点の特性】

○アーケードがある健軍商店街や東区役所・市電の起終点を核とした地域拠点で、人口集積が高く、約８割が住居系・住居専用系の用途地域となっています。

○東区の行政・コミュニティの中心地となっています。

⑨平成・南熊本地区

【地域生活圏の特徴】

○地域生活圏人口：約 89,000 人

○国道３号や浜線バイパスなどの幹線道路沿線に商業施設や業務施設が立地しており、その他工業や流通系の施設立地も見られる。地域生活圏南部には市街化調整区域が広がっている。

【地域拠点内の公共交通】※平成駅・南熊本駅を対象

○方面別系統数

ー

○中心ポイントの１日あたり運行本数

JR：107 本/日（上り下り合計）

※平成駅、南熊本駅ともに同じ運行本数

○800m 圏内のバス停数等

27 バス停

２駅（平成駅、南熊本駅）

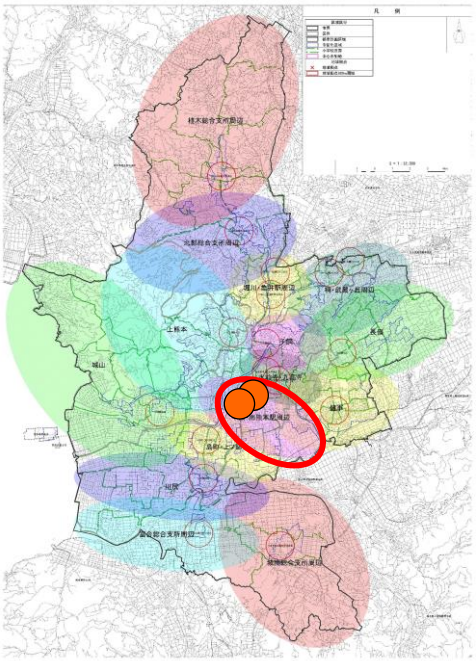

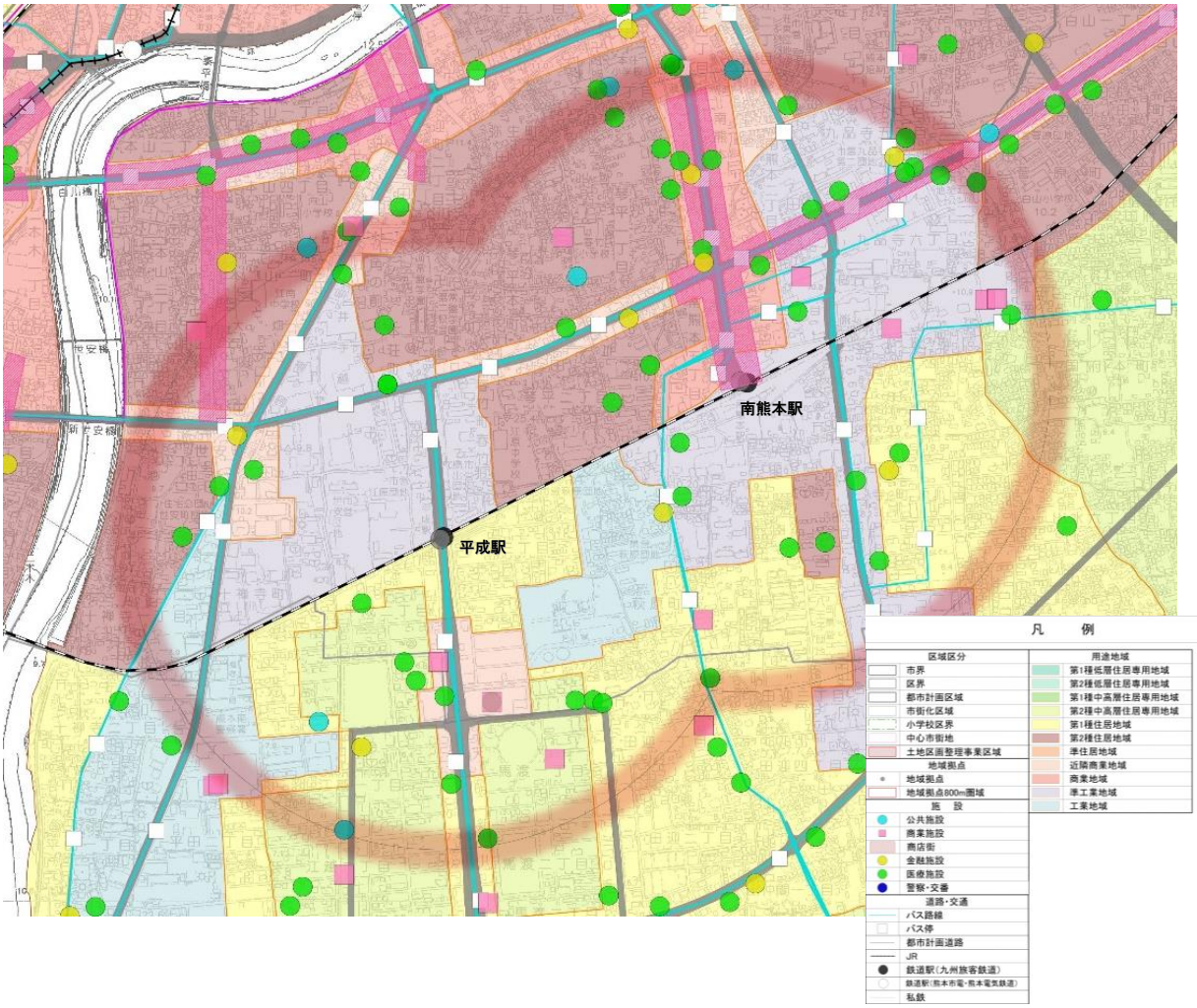

【地域拠点の人口及び人口密度】

○地域拠点内人口：約 23,800 人　人口密度：約 77.1 人/ha

【800m圏内の土地利用等】

○800m圏全域が市街化区域で、地域拠点のうち商業系用途が約１割を占める。

○中心市街地寄りに商業系用地があり、工業系用地も多くみられる

800m圏面積		334ha
地域拠点の面積		308ha（92%）
	住居専用系面積	34ha（11%）
	住居系面積	137ha（44%）
	商業系面積	40ha（13%）
	工業系面積（準工業地域）	97ha（31%）
工業地域面積		26ha（8%）
市街化調整区域面積		0ha（0%）

【都市機能の現況立地状況】

○公共機能を除き各種都市機能が立地している。

【地域拠点内における施設の立地状況】

公共機能	窓口	-
	その他施設(コミュニティセンター等)	3 施設(春竹地域ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ等)
商業機能	10,000 ㎡以上	1 施設
	3,000 ㎡以上	3 施設
	1,000 ㎡以上	6 施設
	商店街等	1 商店街
金融機能	郵便局	6 施設
	地方銀行等	4 施設
医療機能	二次医療	1 施設
	病院・一般診療所・歯科診療所※	39 施設・4/4 科目

※病院・一般診療所・歯科診療所は 4 科目中(内科、外科（又は整形外科)、小児科、歯科)いずれかの診療科目を有する施設を抽出。

【隣接地域拠点等との連携について】

・公共機能については中心市街地もしくは水前寺・九品寺地区との連携により確保している。

【地域拠点の特性】

○南熊本駅・平成駅の２駅を活かした地域拠点で、宅地以外にも、商業用地や工業用地が多く広がっており、約４割が工業系の土地利用となっています。

○公共機能に関しては中心市街地もしくは水前寺・九品寺地区との連携により確保します。

⑩刈草地区

【地域生活圏の特徴】

○地域生活圏人口：約 36,000 人

○国道 3 号・国道 57 号等沿線に各種都市機能が立地しており、宅地が集中している。その他工業系の土地利用も見られる。周辺には田畑が広がっている。

【地域拠点内の公共交通】 **※新駅（予定）を対象**

○方面別系統数

ー

○中心ポイントの 1 日あたり運行本数

JR：122 本/日（上り下り合計）

※川尻駅の運行本数を参考としている。

○800m 圏内のバス停数等

17 バス停

1 駅（西熊本駅）

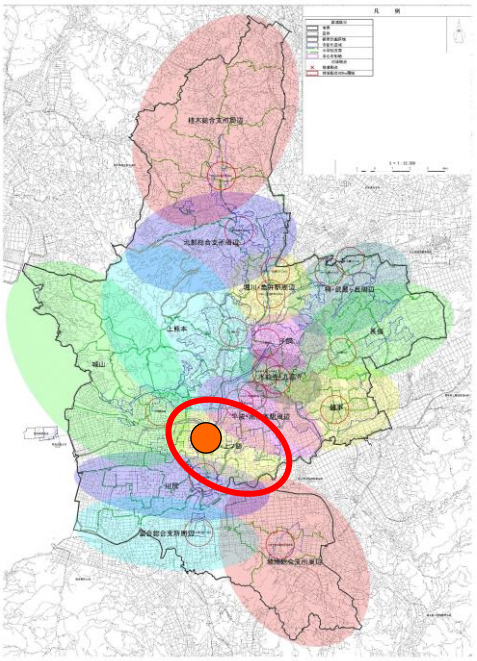

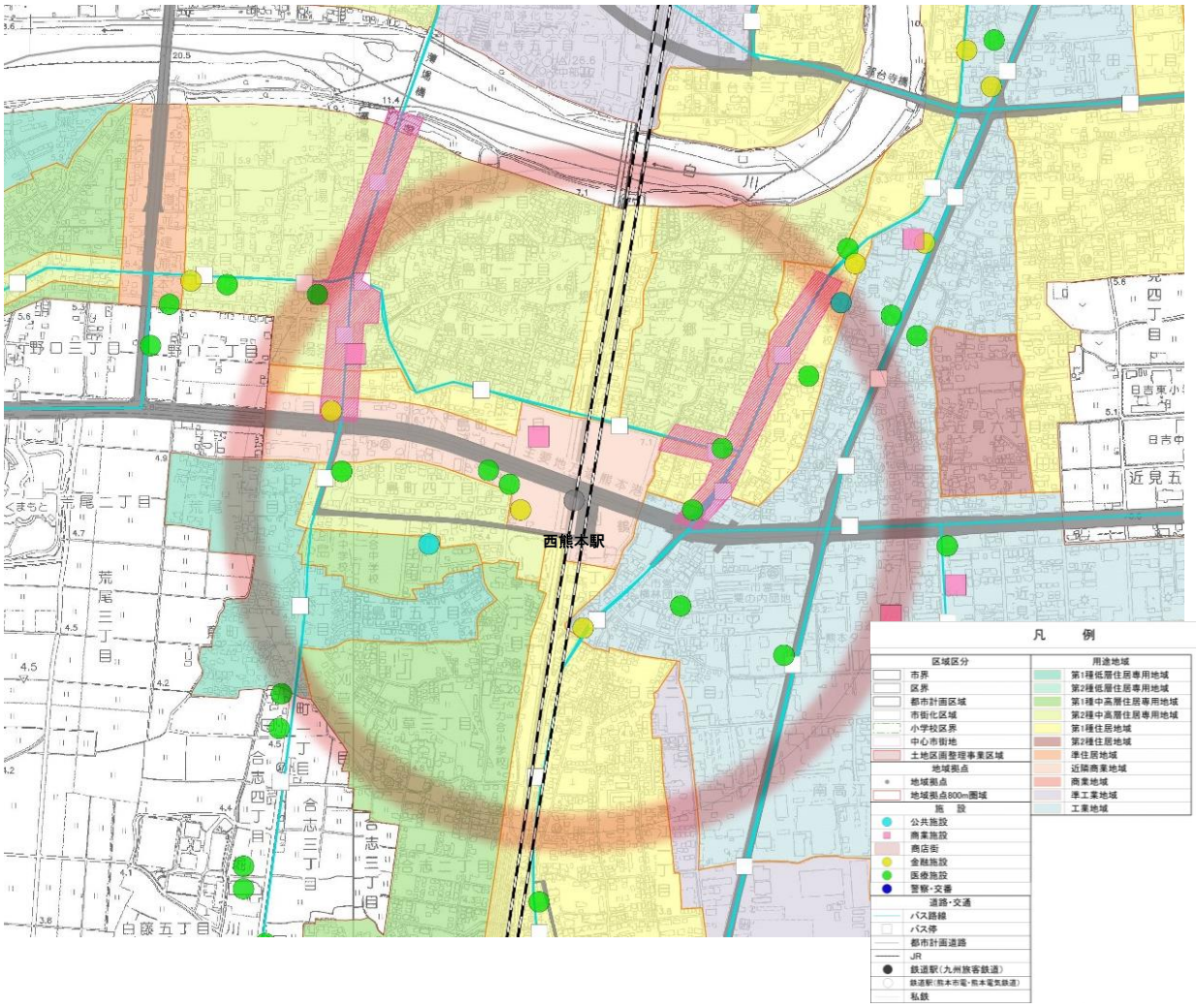

【地域拠点の人口及び人口密度】

○地域拠点内人口：約 9,600 人　人口密度：約 62.8 人/ha

【800m圏内の土地利用等】

○エリア西側の一部を除き、大半が市街化区域で、地域拠点のうち商業系用途が１割程度。

○新駅予定地周辺に商業系用地、国道３号沿線には工業系用地が見られる

800m圏面積		201ha
地域拠点の面積		153ha（76%）
	住居専用系面積	93ha（61%）
	住居系面積	39ha（25%）
	商業系面積	16ha（10%）
	工業系面積（準工業地域）	5ha（3%）
工業地域面積		44ha（22%）
市街化調整区域面積		4ha（2%）

【都市機能の現況立地状況】

○公共機能の立地がみられず、医療機能に関しても４科目中３科目の立地となっている。

【地域拠点内における施設の立地状況】

公共機能	窓口	-
	その他施設(コミュニティセンター等)	２施設(力合地域ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ等)
商業機能	10,000 ㎡以上	-
	3,000 ㎡以上	１施設
	1,000 ㎡以上	１施設
	商店街等	２商店街
金融機能	郵便局	-
	地方銀行等	４施設
医療機能	二次医療	-
	病院・一般診療所・歯科診療所※	９施設・3/4 科目

※病院・一般診療所・歯科診療所は ４ 科目中(内科、外科（又は整形外科）、小児科、歯科)いずれかの診療科目を有する施設を抽出。（外科（又は整形外科）なし）

【隣接地域拠点等との連携について】

・公共機能については中心市街地や川尻地区との連携又は幸田まちづくりセンターにて確保している。

・医療機能については中心市街地や川尻地区との連携又は済生会病院にて確保している。

【地域拠点の特性】

○ＪＲ西熊本駅を中心とし、周辺では土地区画整理事業が完了した地域拠点です。商業系土地利用が１割未満と低い状況です。

○公共機能と医療機能については中心市街地や川尻地区との連携又は周辺に立地する各都市機能にて確保します。

⑪富合地区

【地域生活圏の特徴】

○地域生活圏人口：約 11,000 人

○本市の重要な農業の生産基盤を有する地域生活圏である。国道３号沿線に南区役所等が立地しているが、各種都市機能の立地が少ない。

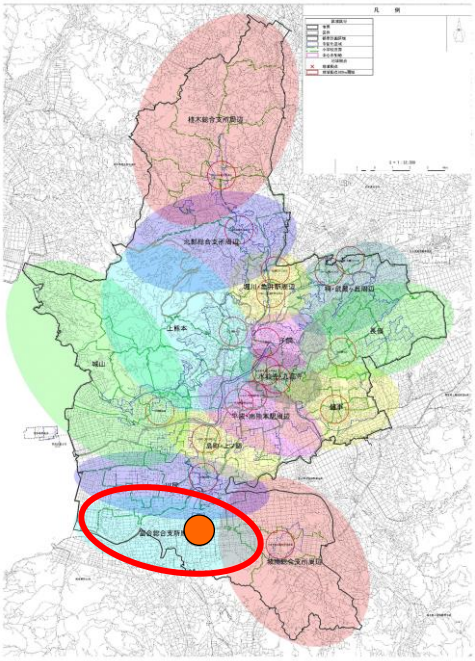

【地域拠点内の公共交通】 **※南区役所バス停を対象**

○方面別系統数

中心市街地（川尻地区経由）方面：３系統

城南町方面：１系統　など

○中心ポイントの１日あたり運行本数

39 本/日（上り下り合計）

○800m 圏内のバス停数等

７バス停、１駅（富合駅）

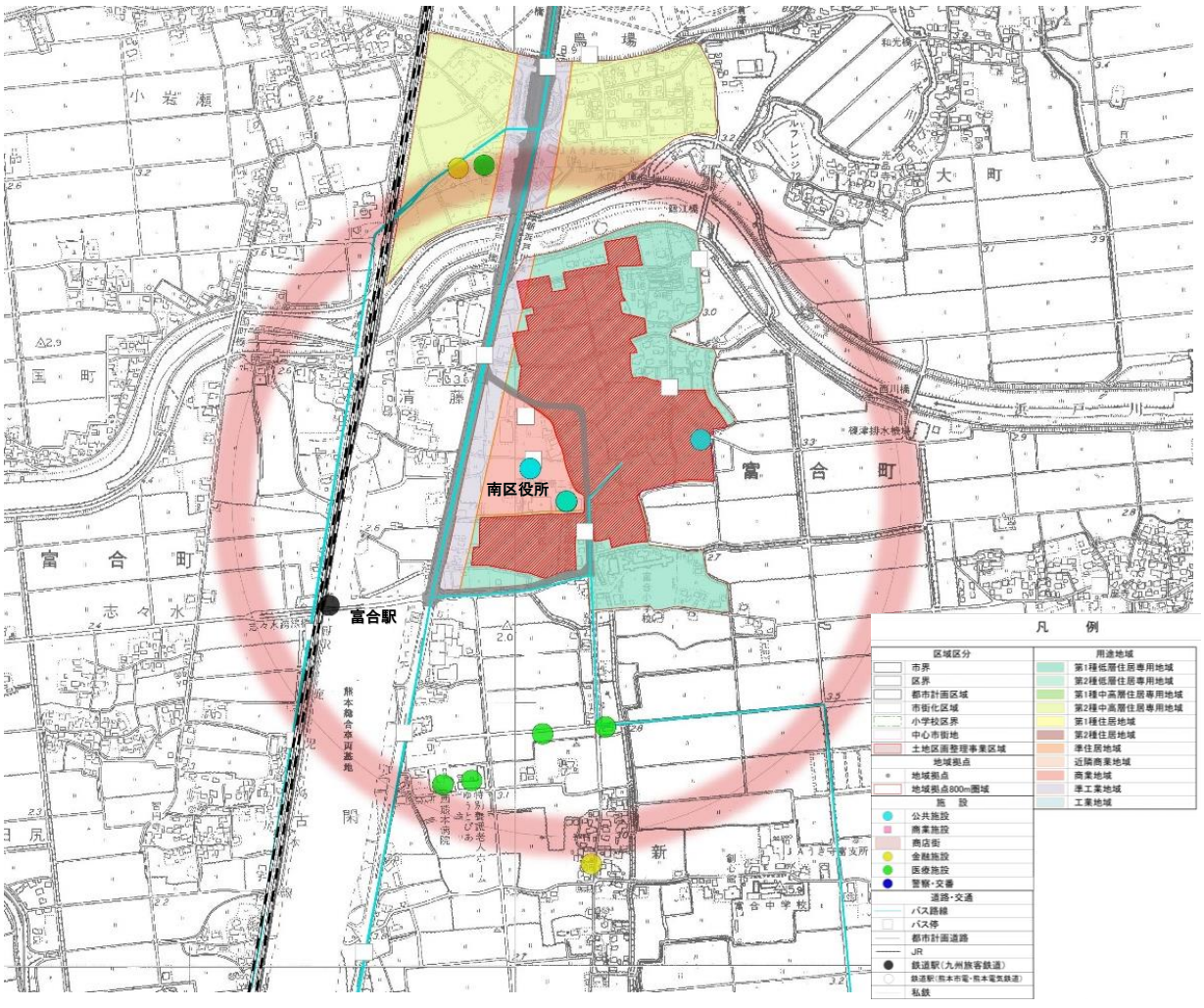

【地域拠点の人口及び人口密度】

○地域拠点内人口：約 800 人　人口密度：約 17.1 人/ha

【800m圏内の土地利用等】

○800m圏内の７割以上が市街化調整区域である。地域拠点のうち商業系用途は約１割程度。

○国道３号沿線に商業系、工業系用地がみられるが、大半は市街化調整区域のため田畑である。

800m圏面積		201ha
地域拠点の面積		49ha（24%）
	住居専用系面積	39ha（80%）
	住居系面積	0ha（0%）
	商業系面積	5ha（10%）
	工業系面積（準工業地域）	5ha（10%）
工業地域面積		0ha（0%）
市街化調整区域面積		152ha（76%）

【都市機能の現況立地状況】

○公共機能は立地しているが、商業機能の立地は無く、金融機能や医療機能の立地も少ない。

○医療機能は４科目中３科目の立地となっている。

【地域拠点内における施設の立地状況】

公共機能	窓口	1 施設(南区役所)
	その他施設(コミュニティセンター等)	2 施設(アスパル富合等)
商業機能	10,000 ㎡以上	-
	3,000 ㎡以上	-
	1,000 ㎡以上	-
	商店街等	-
金融機能	郵便局	1 施設
	地方銀行等	-
医療機能	二次医療	-
	病院・一般診療所・歯科診療所※	5 施設・3/4 科目

※病院・一般診療所・歯科診療所は 4 科目中(内科、外科（又は整形外科)、小児科、歯科)いずれかの診療科目を有する施設を抽出。（小児科なし）

【隣接地域拠点等との連携について】

・商業機能、医療機能については川尻地区との連携により確保している。

【地域拠点の特性】

○南区役所を中心に様々な公共機能が立地し、土地区画整理事業の計画はあるものの、人口集積は低い状況です。周辺には田畑が広がっています。

○土地区画整理事業にあわせて商業機能の誘導が必要な地域拠点です。当面は川尻地区と連携することで商業・医療機能を確保しますが、中長期的には誘導の可能性を検討します。

⑫城南地区

【地域生活圏の特徴】

○地域生活圏人口：約 21,000 人

○城南町の市街地周辺に各種都市機能が立地した地域拠点である。周辺には田畑や山地が広がっており、宅地が分散している（生活圏の大半が農村部）。本市を代表する農業基盤を有する。

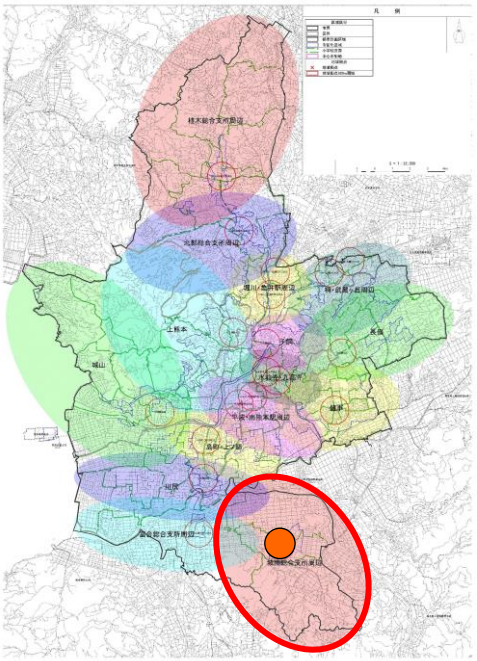

【地域拠点内の公共交通】 **※城南総合出張所バス停を対象**

○方面別系統数

中心市街地方面：５系統、南区役所方面：１系統　など

○中心ポイントの１日あたり運行本数

68 本/日（上り下り合計）

○800m 圏内のバス停数等

６バス停

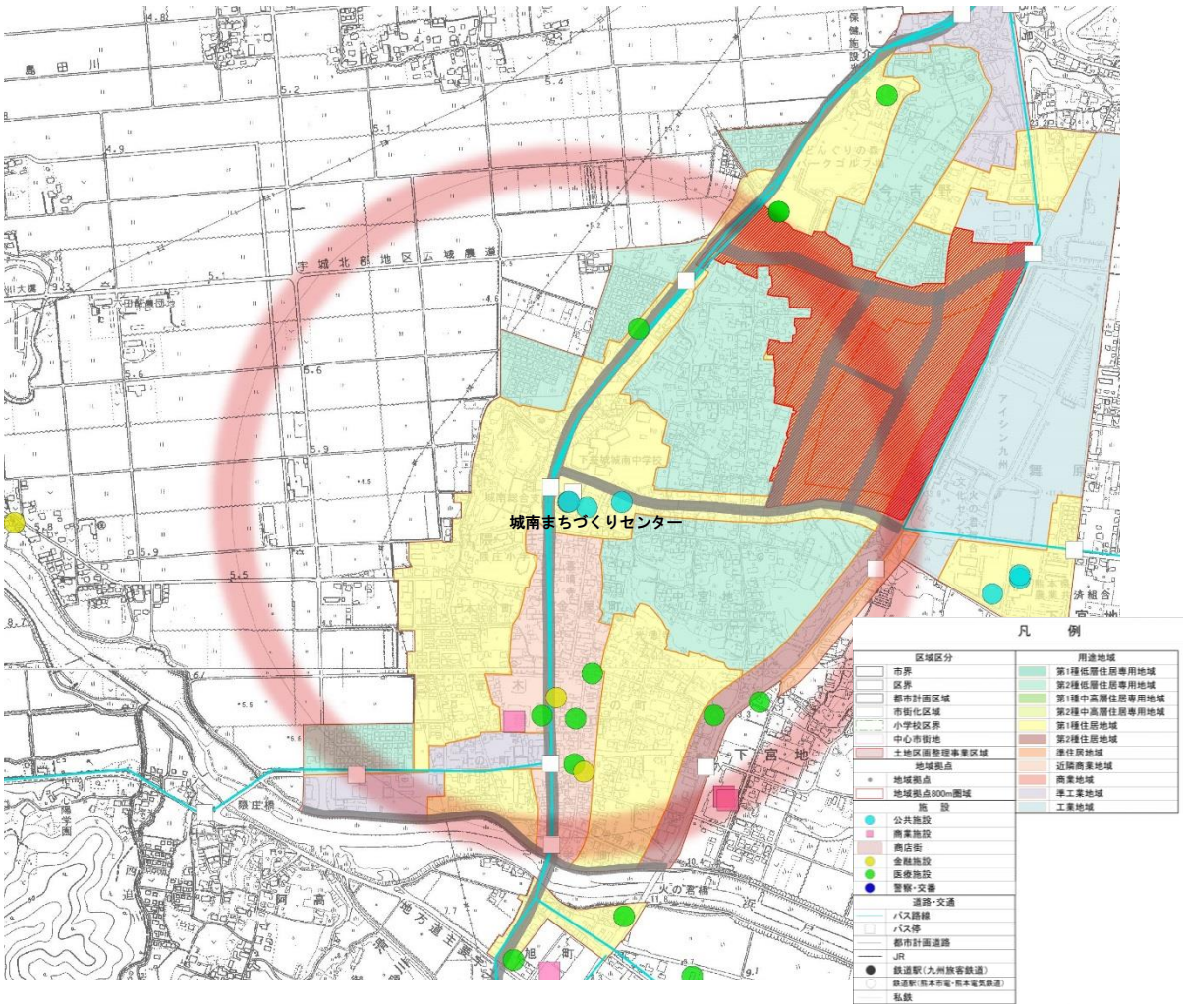

【地域拠点の人口及び人口密度】

○地域拠点内人口：約 3,500 人　人口密度：約 28.1 人/ha

【800m圏内の土地利用等】

○市街化区域が約６割を占める。地域拠点のうち商業系用途が１割程度。

○旧城南町の市街地周辺に商業系用地がみられるが、多くは住居系用地である。

800m圏面積		201ha
地域拠点の面積		124ha（62%）
	住居専用系面積	47ha（38%）
	住居系面積	61ha（49%）
	商業系面積	13ha（10%）
	工業系面積（準工業地域）	3ha（2%）
工業地域面積		0ha（0%）
市街化調整区域面積		77ha（38%）

【都市機能の現況立地状況】

○各種都市機能が立地しているが、商業施設や金融施設の立地は少ない。

【地域拠点内における施設の立地状況】

公共機能	窓口	1 施設(城南まちづくりセンター)
	その他施設(コミュニティセンター等)	1 施設(ささえりあ火の君)
商業機能	10,000 ㎡以上	-
	3,000 ㎡以上	2 施設
	1,000 ㎡以上	-
	商店街等	-
金融機能	郵便局	1 施設
	地方銀行等	1 施設
医療機能	二次医療	-
	病院・一般診療所・歯科診療所※	9 施設・4/4 科目

※病院・一般診療所・歯科診療所は 4 科目中(内科、外科（又は整形外科)、小児科、歯科)いずれかの診療科目を有する施設を抽出。

【地域拠点の特性】

○城南まちづくりセンターを中心とした地域で人口集積は低い地域拠点です。
公共機能のほかに、商業機能、金融機能、医療機能に関しては国道 266 号沿線など、周辺に分散して立地しています。

⑬川尻地区

【地域生活圏の特徴】

○地域生活圏人口：約 26,000 人

○国道３号付近に都市施設や宅地の集中が見られるものの、それ以外の周辺地域では田畑などの農村部が多く広がっており、宅地は分散している。地域生活圏西側の飽田、天明地区などでは優良な農業・漁業生産基盤を有する。

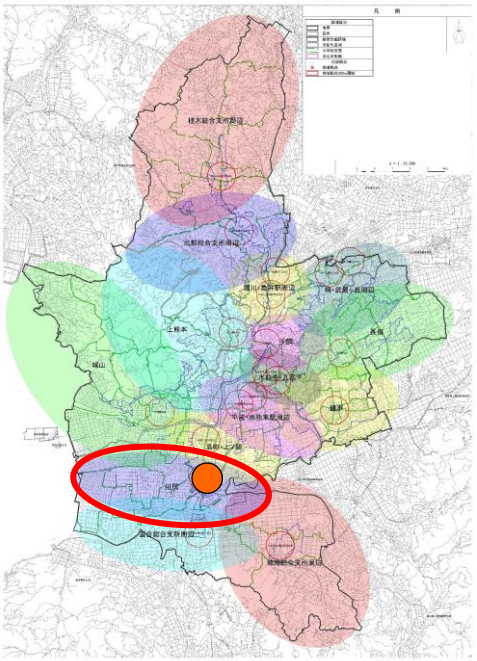

【地域拠点内の公共交通】 **※川尻駅前バス停を対象**

○方面別系統数

中心市街地方面：10 系統、南区役所方面：３系統　など

○中心ポイントの１日あたり運行本数

バス：131 本/日（上り下り合計）

ＪＲ：122 本/日（上り下り合計）

○800m 圏内のバス停数等

18 バス停

１駅（川尻駅…126 本/日）

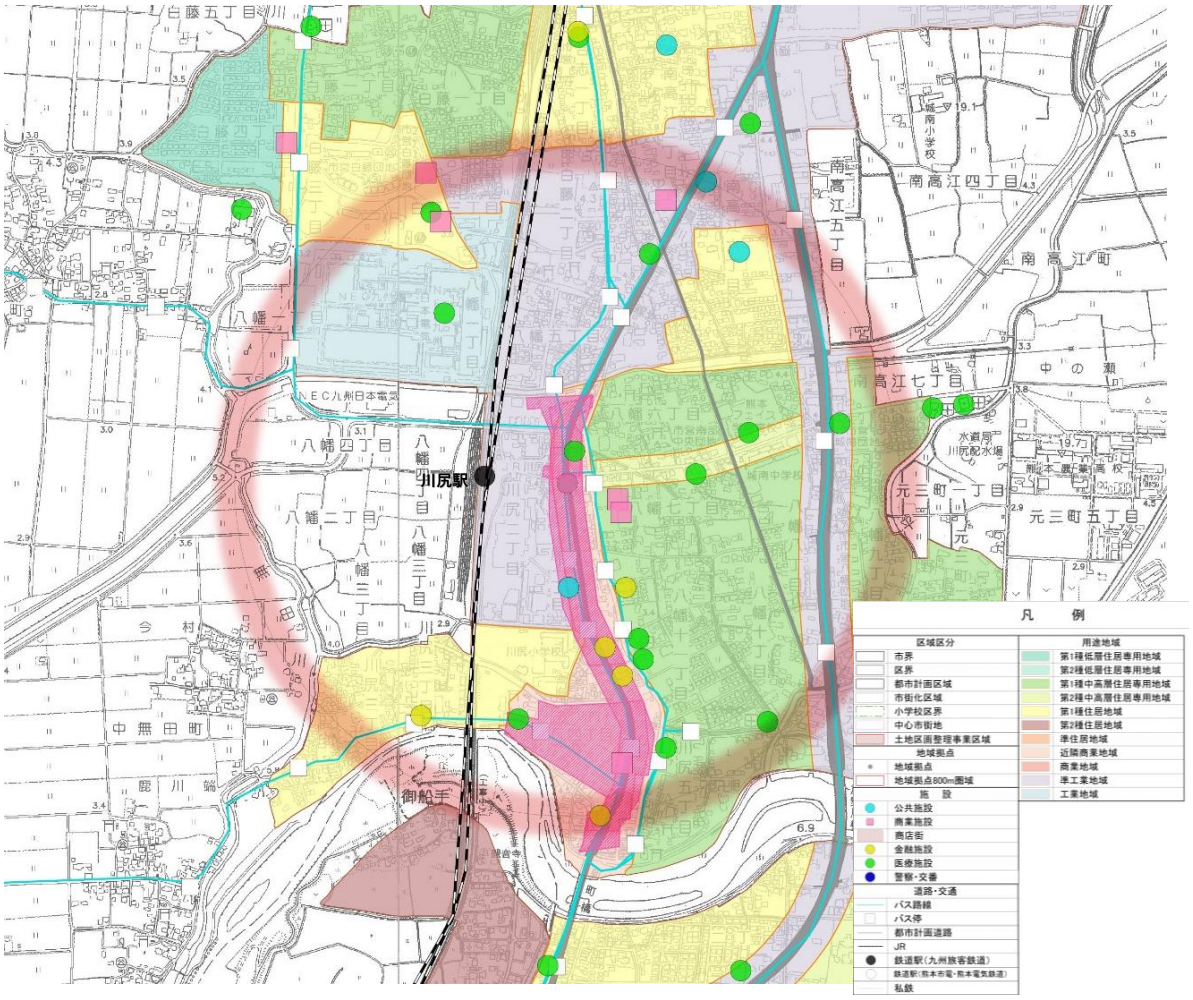

【地域拠点の人口及び人口密度】

○地域拠点内人口：約 7,200 人　人口密度：約 52.1 人/ha

【800m圏内の土地利用等】

○エリア西側を除き市街化区域が７割以上を占める。地域拠点のうち商業系用途が約１割。

○県道川尻宇土線沿線に商業系用地がみられ、川尻駅北西部には工業用地が見られる。

800m圏面積		201ha
地域拠点の面積		139ha（69%）
	住居専用系面積	49ha（35%）
	住居系面積	23ha（17%）
	商業系面積	17ha（12%）
	工業系面積（準工業地域）	50ha（36%）
工業地域面積		17ha（9%）
市街化調整区域面積		45ha（22%）

【都市機能の現況立地状況】

○各種都市機能が立地している。

【地域拠点内における施設の立地状況】

公共機能	窓口	1 施設(南部まちづくりセンター)
	その他施設(コミュニティセンター等)	2 施設(ささえりあ熊本南等)
商業機能	10,000 ㎡以上	-
	3,000 ㎡以上	-
	1,000 ㎡以上	4 施設
	商店街等	4 商店街
金融機能	郵便局	2 施設
	地方銀行等	2 施設
医療機能	二次医療	-
	病院・一般診療所・歯科診療所※	11 施設・4/4 科目

※病院・一般診療所・歯科診療所は 4 科目中(内科、外科（又は整形外科)、小児科、歯科)いずれかの診療科目を有する施設を抽出。

【地域拠点の特性】

○川尻駅を中心に、伝統文化を継承した古いまちなみが残る地域拠点です。ルネサスセミコンダクタ九州・山口㈱など工業用地が見られ、約４割が工業系となっています。

○各種の都市機能が立地しており、刈草地区と公共機能・医療機能、富合地区と商業機能・医療機能が連携関係にあり補完しています。

⑭城山地区

【地域生活圏の特徴】

○地域生活圏人口：約 40,000 人

○地域生活圏の大半が農村部や山地であり、坪井川沿いや西区役所周辺に商業施設などの都市機能が立地している。本市を代表する農業・漁業生産基盤を有する。

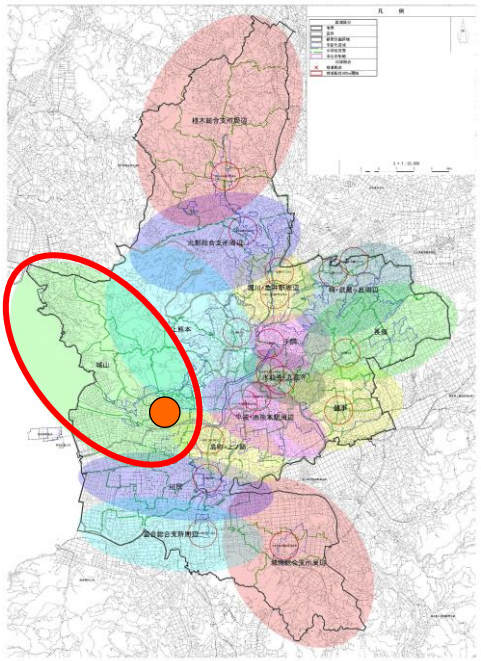

【地域拠点内の公共交通】 **※下代入口バス停を対象**

○方面別系統数

中心市街地方面：６系統　など

○中心ポイントの１日あたり運行本数

66 本/日（上り下り合計）

○800m 圏内のバス停数等

９バス停

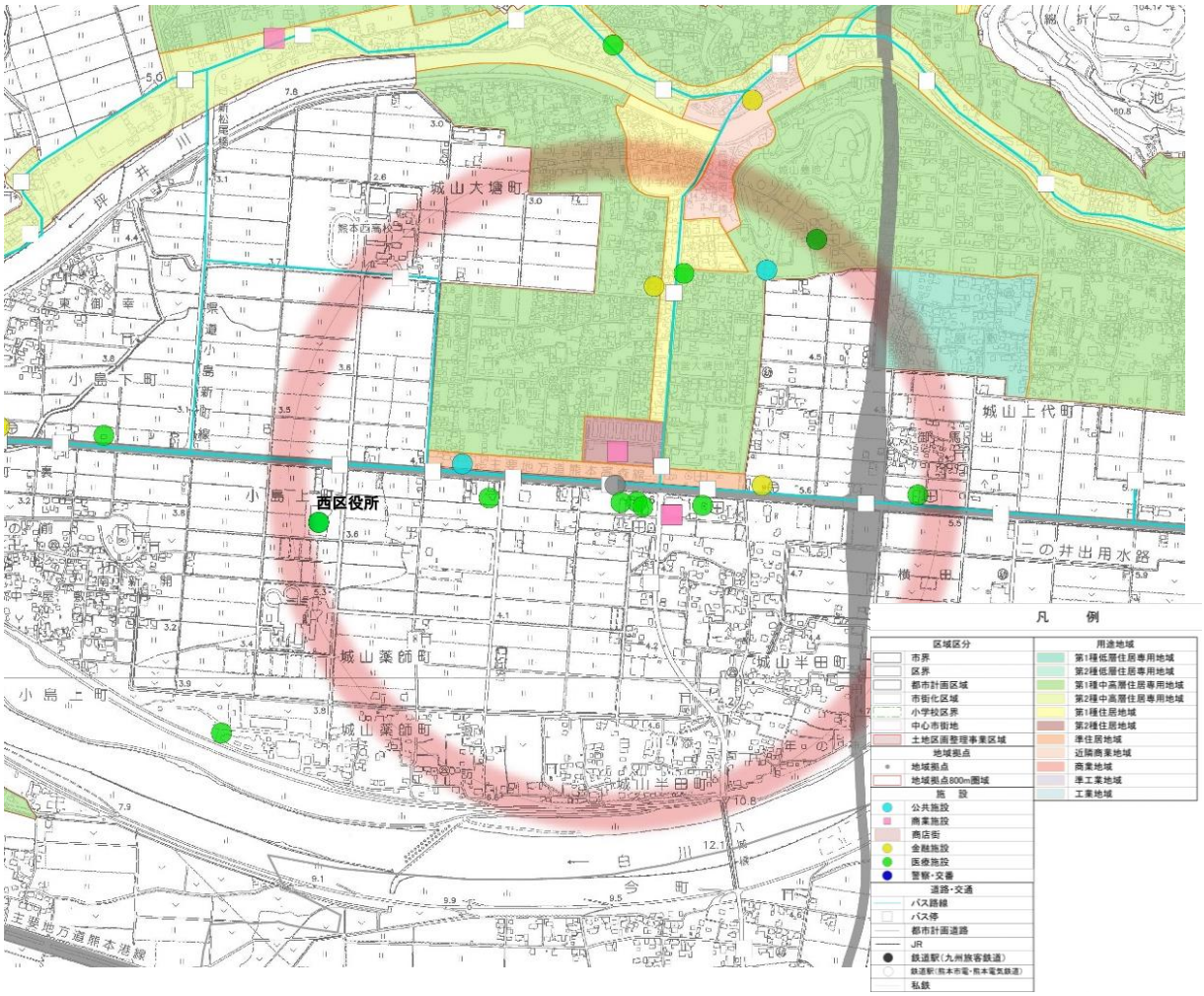

【地域拠点の人口及び人口密度】

○地域拠点内人口：約 3,300 人　人口密度：約 63.1 人/ha

【800m圏内の土地利用等】

○800m圏内の約７割以上が市街化調整区域となっており、市街化区域が少ない。地域拠点のうち商業系用途も約 2%と少ない。

○市街化区域内に商業・金融用地がみられ、市街化調整区域に公共・医療用地がみられる。

800m圏面積		201ha
地域拠点の面積		53ha（26%）
	住居専用系面積	42ha（79%）
	住居系面積	10ha（19%）
	商業系面積	1ha（2%）
	工業系面積（準工業地域）	0ha（0%）
工業地域面積		0ha（0%）
市街化調整区域面積		148ha（74%）

【都市機能の現況立地状況】

○各種都市機能が立地している。

【地域拠点内における施設の立地状況】

公共機能	窓口	1 施設(西区役所)
	その他施設(コミュニティセンター等)	2 施設(城山地域ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ等)
商業機能	10,000 ㎡以上	-
	3,000 ㎡以上	2 施設
	1,000 ㎡以上	-
	商店街等	-
金融機能	郵便局等	1 施設
	地方銀行等	1 施設
医療機能	二次医療	-
	病院・一般診療所・歯科診療所※	8 施設・4/4 科目

※病院・一般診療所・歯科診療所は 4 科目中(内科、外科（又は整形外科)、小児科、歯科)いずれかの診療科目を有する施設を抽出。

【地域拠点の特性】

○西区役所を有し幹線道路沿線に各種機能が立地した地域拠点です。市街化区域内の人口集積は高いが、周辺は田畑が広がり、市街化調整区域が広がっているため、拠点内人口は低い状況です。商業系用途地域も約 2%と低くなっています。

⑮上熊本地区

【地域生活圏の特徴】

○地域生活圏人口：約 58,000 人

○駅周辺に公共施設や商業施設といった各種都市機能が立地し、宅地も集中しているものの、地域生活圏西側の郊外部には山地が広がっている。

【地域拠点内の公共交通】 **※上熊本駅を対象**

○方面別系統数

―

○中心ポイントの１日あたり運行本数

ＪＲ：82 本/日（上り下り合計）

市電：88 本/日、熊電 31 本/日

○800m 圏内のバス停数等

18 バス停

３駅（JR 上熊本駅、熊本電鉄上熊本駅、韓々坂駅）

３電停

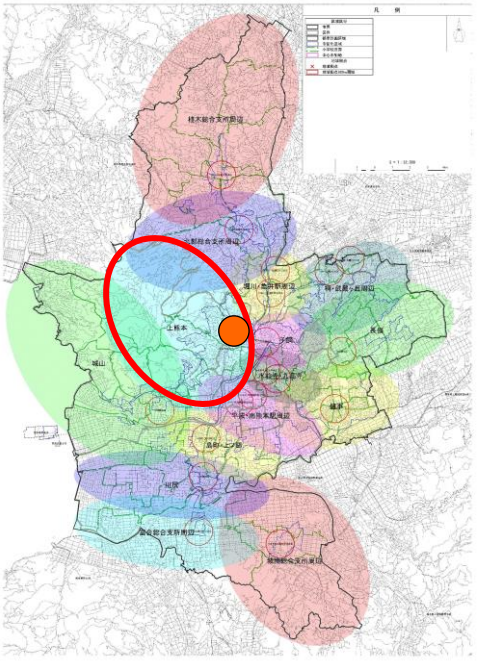

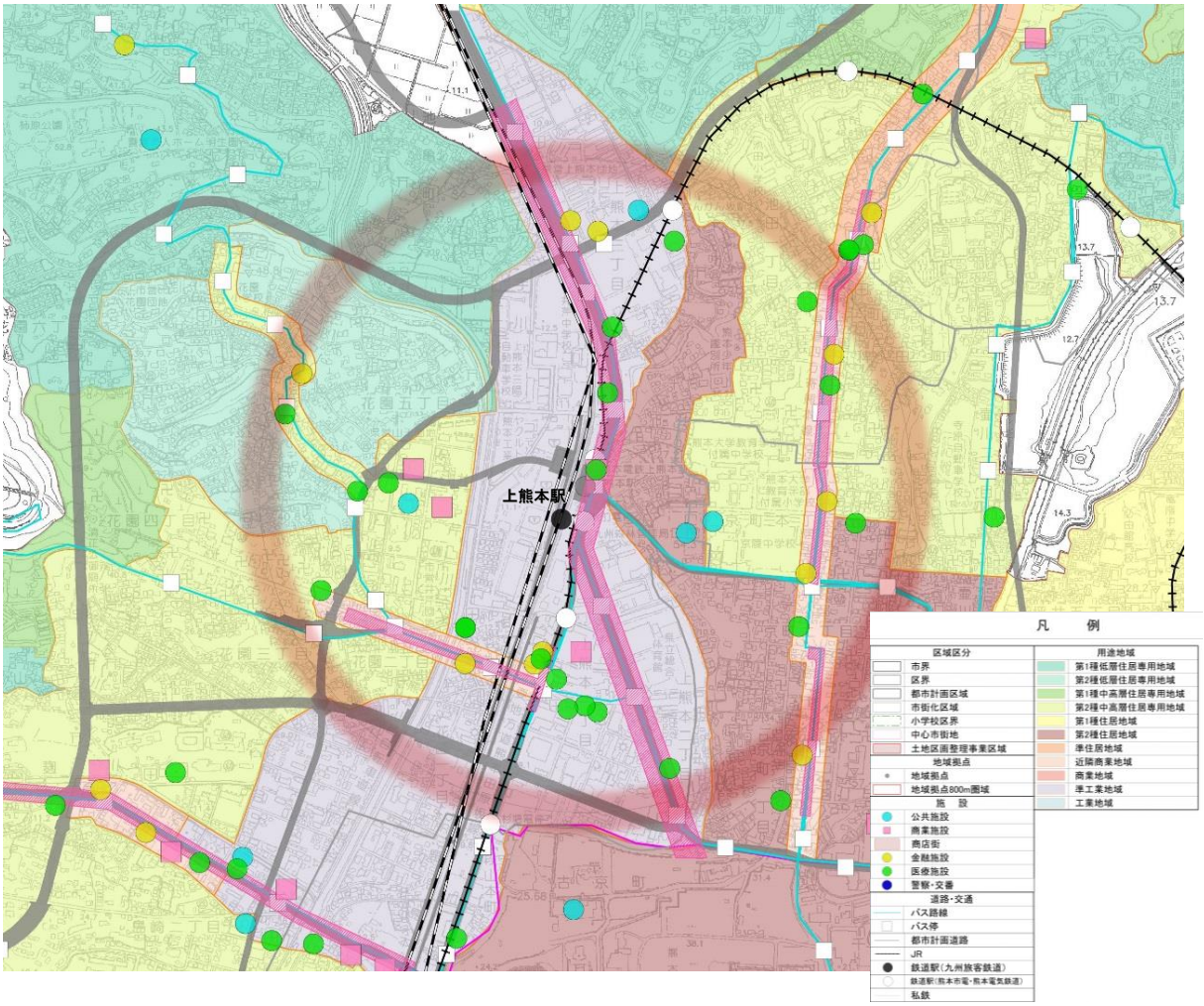

【地域拠点の人口及び人口密度】

○地域拠点内人口：約 12,500 人　人口密度：約 62.1 人/ha

【800m圏内の土地利用等】

○800m圏内全域が市街化区域であるが、地域拠点のうち商業系用途は約 6%と少ない。駅の周辺に商業系用途が無い。

○幹線道路沿線に各種都市機能が立地しているが、工業用地が多くみられる。

800m圏面積		201ha
地域拠点の面積		201ha（100%）
	住居専用系面積	81ha（40%）
	住居系面積	32ha（16%）
	商業系面積	12ha（6%）
	工業系面積（準工業地域）	76ha（38%）
工業地域面積		0ha（0%）
市街化調整区域面積		0ha（0%）

【都市機能の現況立地状況】

○各種都市機能が立地している。

【地域拠点内における施設の立地状況】

公共機能	窓口	1 施設(花園まちづくりセンター)
	その他施設(コミュニティセンター等)	3 施設(壷川地域ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ等)
商業機能	10,000 ㎡以上	-
	3,000 ㎡以上	1 施設
	1,000 ㎡以上	2 施設
	商店街等	4 商店街
金融機能	郵便局	4 施設
	地方銀行等	5 施設
医療機能	二次医療	-
	病院・一般診療所・歯科診療所※	18 施設,・4/4 科目

※病院・一般診療所・歯科診療所は 4 科目中(内科、外科（又は整形外科)、小児科、歯科)いずれかの診療科目を有する施設を抽出。

【地域拠点の特性】

○JR・バス・市電・熊本電鉄が結節する交通拠点である上熊本駅を中心とした地域拠点です。周辺には宅地が広がっていますが、工業用地も多く、約 4 割が工業系となっています。

○上熊本駅前に核となる都市機能が無い状況です。

2 居住促進エリアについて

〇公共交通軸の設定

【鉄軌道】

鉄軌道は、輸送力・速達性・定時性・広域性に優れた公共交通であることから、公共交通としての利便性が高いため、全ての鉄軌道を公共交通軸として設定しました。

【路線バス】

路線バスは、運行頻度が高い路線を利便性が高いと考え、１日あたりの運行本数が 75 本以上の路線を公共交通軸として設定しました。75 本/日とは、バスの運行時間帯を 6～22 時台と設定し、利用者が快適にバスを利用できる環境として、ピーク時には 10 分間隔で運行（6 本/時）、オフピーク時には 15 分間隔で運行（4 本/時）と考え、下表を参考に設定しました。

なお、熊本市地域公共交通総合連携計画（H21）におけるバス路線網再編の基本方針においても、路線分類の考え方として、中心部と拠点間の放射状路線である「幹線」の運行頻度は、ピーク時６本/時、その他オフピーク時４本/時とされています。

時間帯(時台)	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
運行本数(本/時)	4	6	6	4	4	4	4	4	4	4	4	6	6	4

時間帯(時台)	20	21	22	合計
運行本数(本/時)	4	4	4	76

※朝ピークを７時・８時台、夕ピークを１７時・１８時台として設定。

〇公共交通軸からのエリア設定

公共交通軸沿線に居住促進を図るにあたっては、徒歩等で快適に公共交通にアクセスできる移動環境が必要であり、最寄りの公共交通軸までのアクセス性の観点から居住促進エリアを設定しました。

【路線バス】

路線バスに関しては、公共交通基本条例制定にあたり実施された「公共交通利用者アンケート調査」から、公共交通利用者がバス停等を利用する際に利用しやすいと感じる距離をもとに、概ね 300m 圏を居住促進エリアとして設定しました。

バス停までの距離が概ね 300m は、年代によって大きな違いも見られず、一般の人のみならず、高齢者の人も利用しやすい環境となっています。

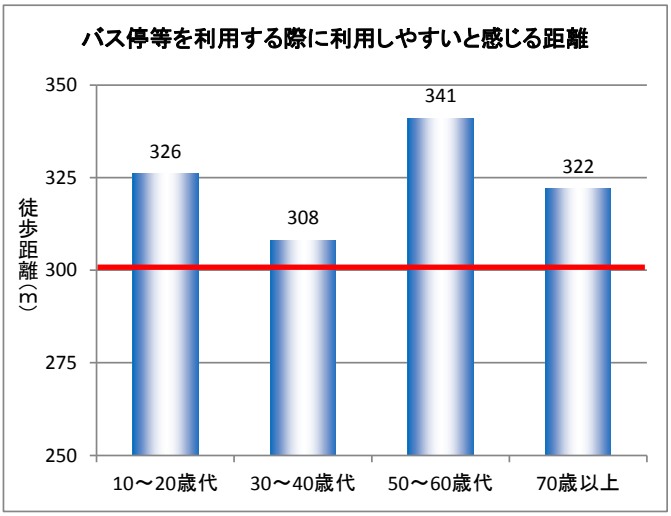

資料）第１回公共交通基本条例部会

※一般の人の歩行速度 80m/分、高齢者の人の歩行速度を 60m/分とした場合、300m は一般の人が約４分、高齢者が約５分になります。

【鉄道（JR・熊本電鉄）】

鉄道に関しては、路線バスと比較して定時性や輸送力に優れることから、バス停よりも広域な勢力圏として、概ね 500m 圏と設定しました。

【軌道（市電）】

軌道に関しては専用の軌道レーンを有しており、路線バスと比較しても運行頻度が比較的高いとともに、中心市街地や地域拠点など重要な市街地内を運行していることから、鉄道と同様に、概ね 500m圏と設定しました。

※一般の人の歩行速度 80m/分、高齢者の人の歩行速度を 60m/分とした場合、500m は一般の人が約６分、高齢者が約８分になります。

今回設定した、バス停 300m 圏と鉄道駅・市電電停 500m圏は、徒歩で約４分～８分圏内であり、平成２４年度に実施した「第４回熊本都市圏パーソントリップ調査（住まいに関する意識調査）」結果からの考察は以下のとおりです。

【転居先の場所を選択する際の駅・電停及びバス停までの徒歩時間】

○市民の方々が転居先の場所を選択する際に重要視する項目として、「駅・電停までの距離」・「バス停までの距離」を「重視する・やや重視する」と回答した人の徒歩時間は、10 分以内が８～９割となっています。

○そのうち「重視する」と回答した人の平均所要時間は、駅・電停までが 8.6 分、バス停までが 6.7 分となっており、【鉄軌道 500m圏：一般の人で約６分、高齢者で約８分】と【バス停 300m圏：一般の人で約４分、高齢者で約５分】はその距離帯（時間帯）に含まれるため、概ね妥当と考えられます。

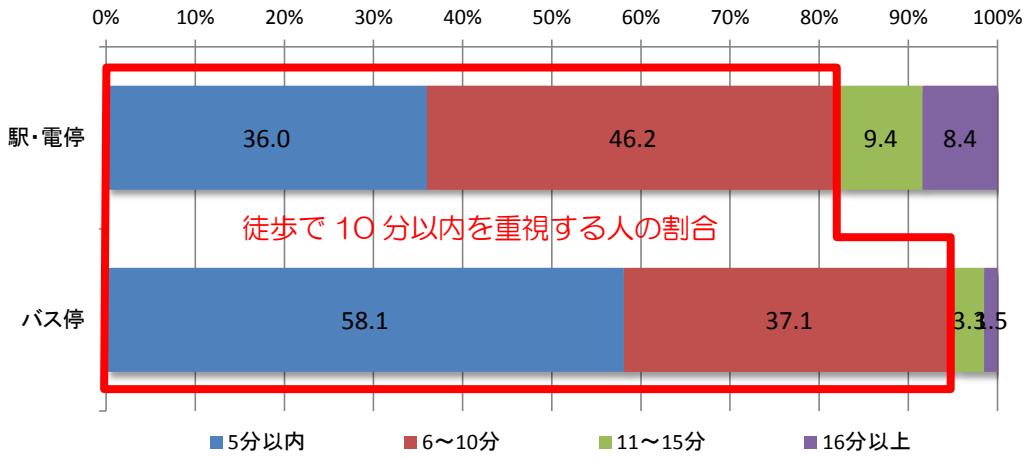

資料）第４回熊本都市圏 PT 調査結果

※歩行速度：一般人 80m/分、高齢者 60m/分

3 地域拠点エリアについて

地域拠点は地域生活圏の核となる都市機能が集積したエリアであり、公共交通を利用して商業施設、医療施設といった各種都市機能にアクセスする際には、基本的に徒歩での回遊が前提と考えます。そのため、既往の調査等より、**概ね徒歩 10 分圏内として、概ね 800m圏内**を地域拠点エリアとして設定しました。

※一般の人の歩行速度 80m/分、高齢者の人の歩行速度を 60m/分とした場合、800m は一般の人が約 10 分、高齢者が約 13 分になります。

（徒歩移動における参考資料）

平成 24 年に実施された「第４回熊本都市圏 PT 調査」より、一般の方々の徒歩圏は、通学や帰宅目的除き、**概ね 10 分圏内**となっています。

表　目的別・代表交通手段別・平均所要時間（分）

	徒　歩	自転車	バイク	自動車	バ　ス	鉄　道	市　電	その他	平　均
通　勤	10.8	17.1	20.8	26.6	64.5	46.8	38.4	49.9	34.4
通　学	19.2	23.6	25.5	18.6	60.4	44.2	51.9	15.3	32.3
帰　宅	16.5	17.9	21.1	20.5	60.2	44.7	42.7	18.7	30.3
私　用	13.9	14.4	18.3	21.3	56.9	50.0	35.8	21.0	29.0
業　務	10.3	14.8	22.1	34.7	49.5	63.0	51.0	46.0	36.4
平　均	14.2	17.5	21.6	24.3	58.3	49.7	44.0	30.2	32.5

資料）第４回熊本都市圏 PT 調査

また、平成 17 年実施の「全国都市交通特性調査」より、高齢者の徒歩移動間距離の特性は、65～74 歳の人においても約８割が 1,000m 程度は歩行可能という結果となっております。

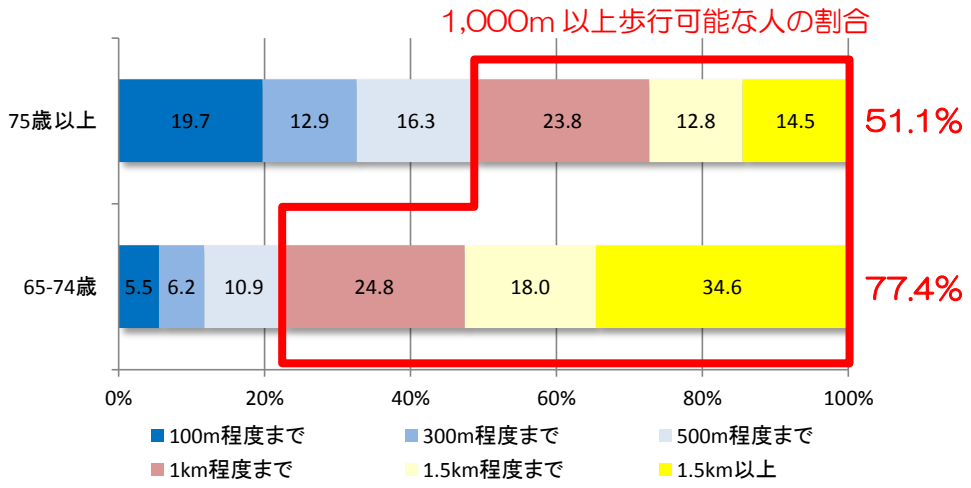

資料）H17 全国都市交通特性調査（国土交通省）

※地方都市圏の結果を基に作成

今回設定した、地域拠点エリアの概ね 800m 圏は、徒歩で約 10 分～13 分圏内であり、平成 24 年度に実施した「第４回熊本都市圏パーソントリップ調査（住まいに関する意識調査）」結果からの考察は以下のとおりです。

【転居先の場所を選択する際のスーパー等やかかりつけの病院までの徒歩時間】

○市民の方々が転居先の場所を選択する際に重要視する項目として、「スーパー等までの距離」や「かかりつけの病院までの距離」を「重視する・やや重視する」と回答した人の徒歩時間は、10 分以内が 6～8 割となっています。

○そのうち「重視する」と回答した人の平均所要時間は、スーパー等までが約 9 分、かかりつけの病院までが約 12 分となっており、概ね徒歩圏 10 分圏内となっております。

○地域拠点内に集積する都市機能（商業機能や医療機能など）を利用する徒歩圏も、本調査と同程度の徒歩圏と考えられるため、【地域拠点 800m圏：一般の人で約 10 分、高齢者で約 13 分】は概ね妥当と考えられます。

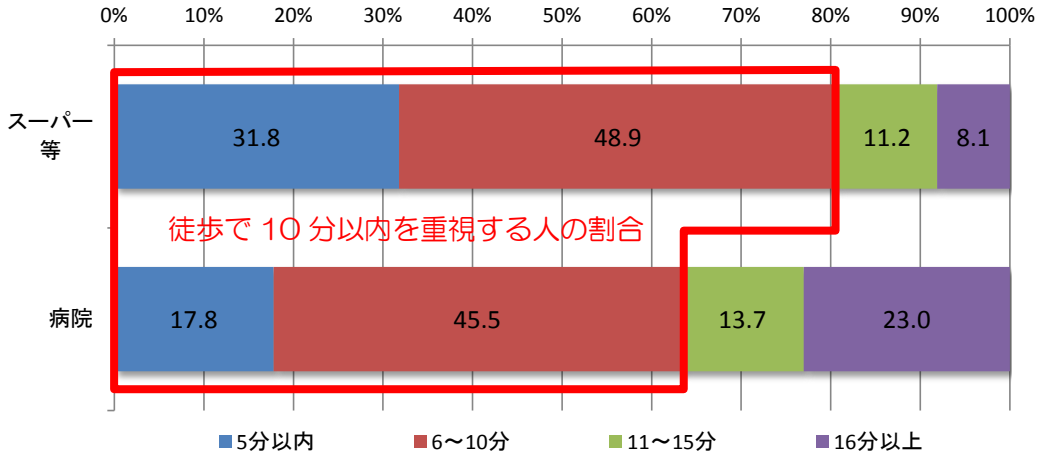

資料）第４回熊本都市圏 PT 調査結果

※歩行速度：一般人 80m/分、高齢者 60m/分

4 熊本市の人口密度に関する現状

熊本市の DID（人口集中地区）における人口密度は 66.2 人/ha となっており、政令指定都市 20 都市のうち 15 番目となっています。

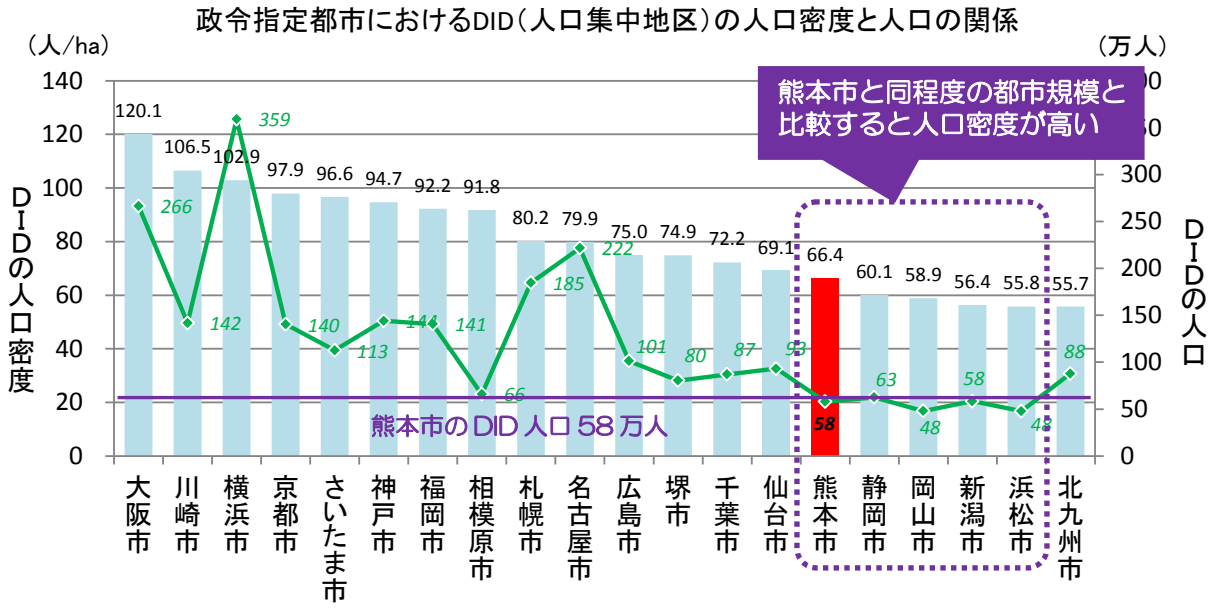

資料：H22 国勢調査

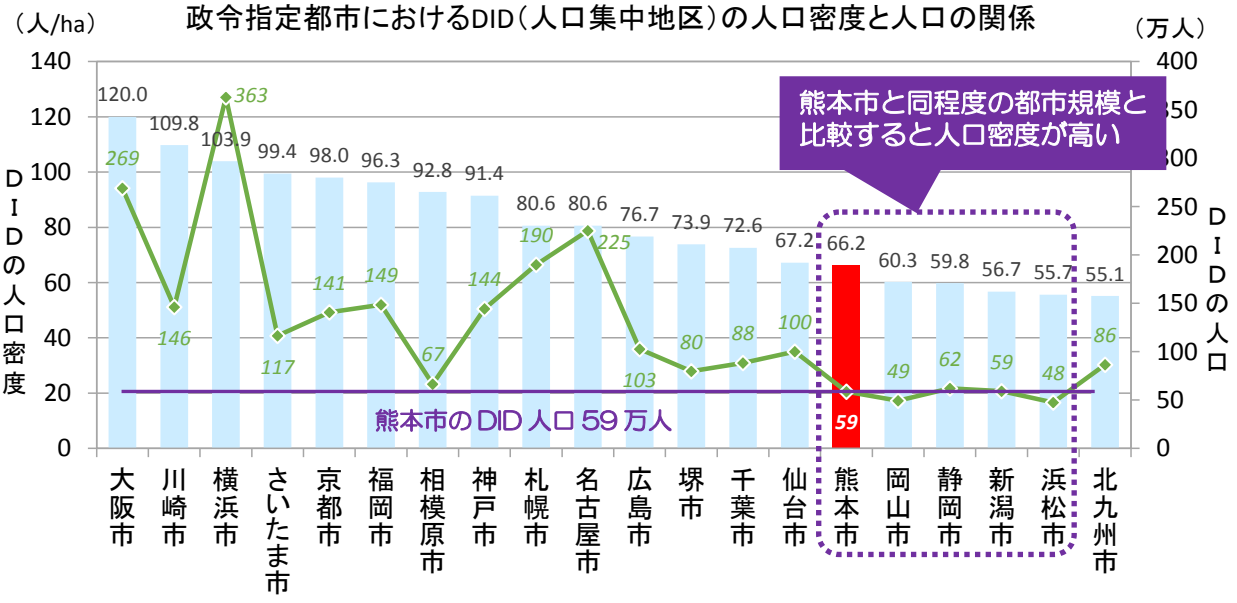

資料：H27 国勢調査

関東・関西地方の政令市や、古くから政令市である都市を除き、最近政令市となった人口規模が同程度の都市（DID 人口が約 50～65 万人）と比較すると、比較的人口密度が高くなっており、現状においてもコンパクトな都市が形成されていることが伺えます。

長期的に都市活力を維持し、誰もが移動しやすく暮らしやすい都市を実現するため、人口密度の維持向上に積極的に取り組みます。

指標として設定した居住促進エリア内の人口密度（61.8 人/ha）は市全域の居住促進エリアを一律平均して管理するものとして設定します。居住促進エリアの中でも、５つの行政区ごと、並びに１５箇所の地域拠点ごとにはそれぞれの特性や個性があり、現時点における人口並びに都市機能の立地状況も異なっています。

各区・各地域拠点の現状に応じた居住の誘導や、地域拠点への都市機能の維持・確保は、多核連携都市の実現に大きく寄与するものであるため、区・地域拠点の現状の人口密度についても参考として示します。

今後は、具体的施策の実施のために作成される実施計画にて、区ごと・地域拠点ごとの詳細な現状分析を行い、将来の目標として、空き家・空き地などの低未利用地率や人口密度を定めるなど、その動向をチェックしながら目標実現に向けた居住促進や都市機能の維持・確保など様々な施策の展開について検討します。

居住促進エリアの区別人口密度

区	区の人口密度	区	区の人口密度
中央区	H 22：約 77.5 人/ha H27：約 78.6 人/ha	南区	H 22：約 45.3 人/ha H 27：約 46.6 人/ha
東区	H 22：約 76.3 人/ha H27：約 76.1 人/ha	北区	H 22：約 52.3 人/ha H 27：約 51.5 人/ha
西区	H 22：約 40.5 人/ha H 27：約 41.7 人/ha	※区別の人口は、平成 22 及び 27 年度国勢調査地域メッシュ統計（500m メッシュ）を基に、500m メッシュの図形重心が居住促進エリアに含まれるものを対象として集計	

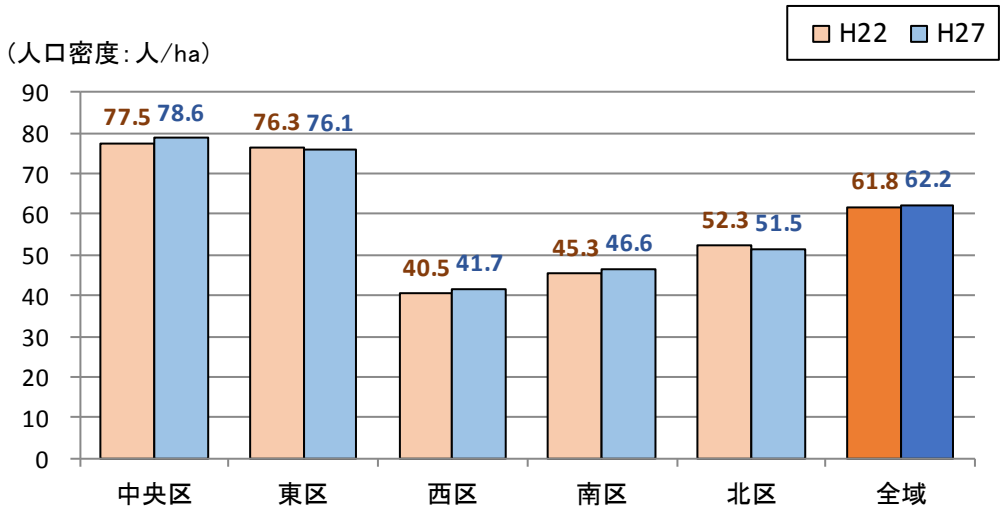

地域拠点の人口密度

No	地域拠点	地域拠点の人口密度	No	地域拠点	地域拠点の人口密度
①	植木地区	H22： 約 35.8 人/ha H27： 約 35.3 人/ha	⑨	平成・南熊本周辺地区	H22： 約 75.3 人/ha H27： 約 77.1 人/ha
②	北部地区	H22： 約 37.5ha/人 H27： 約 37.2 人/ha	⑩	刈草地区	H22： 約 62.1 人/ha H27： 約 62.8 人/ha
③	楠・武蔵ヶ丘周辺地区	H22： 約 72.1 人/ha H27： 約 71.0 人/ha	⑪	富合地区	H22： 約 8.2 人/ha H27： 約 17.1 人/ha
④	八景水谷・清水亀井周辺地区	H22： 約 57.4 人/ha H27： 約 56.5 人/ha	⑫	城南地区	H22： 約 24.2 人/ha H27： 約 28.1 人/ha
⑤	子飼地区	H22： 約 89.2 人/ha H27： 約 89.9 人/ha	⑬	川尻地区	H22： 約 53.2 人/ha H27： 約 52.1 人/ha
⑥	長嶺地区	H22： 約 86.0 人/ha H27： 約 86.6 人/ha	⑭	城山地区	H22： 約 66.0 人/ha H27： 約 63.1 人/ha
⑦	水前寺・九品寺地区	H22： 約 98.4 人/ha H27： 約 102.4 人/ha	⑮	上熊本地区	H22： 約 62.7 人/ha H27： 約 62.1 人/ha
⑧	健軍地区	H22： 約 91.0 人/ha H27： 約 85.7 人/ha			

5 用語解説

【ア行】

一級河川

一級水系に係る河川で、国土交通大臣が指定した河川をいう。国土交通大臣が管理する指定区間外区間（直轄管理区間：河川法第９条第１項）と都道府県知事が管理を法定受託された指定区間（河川法第９条第２項）とがある。

内環状道路

市街地内の主要な交通拠点である熊本駅、上熊本駅及び水前寺駅間を結ぶ複数の路線から成る環状の道路をいう。

運動公園

都市公園法による都市公園分類の一種。都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園をいう。面積 15～75ha を標準として配置する。

NPO（エヌ・ピー・オー）

民間非営利団体法人組織の略。もともとアメリカの法人制度で認められた民間の非営利法人をさす。日本においても、市民による自主的なまちづくりなどの活動や阪神淡路大震災のボランティア活動の盛り上がりなどを背景に市民の非営利組織を示すものとして NPO という言葉が広く用いられるようになってきた。

延焼遮断空間

地震に伴う市街地火災の延焼を防ぐ機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物等により構成される不燃区域をいう。

屋上緑化

建物の屋上スペースに樹木や草花等を植栽することをいう。屋上緑化はヒートアイランド現象緩和、地球温暖化の軽減に貢献できると考えられている。

オープンスペース

都市または敷地内で、建造物の建っていない場所、空き地をいう。公園も都市のオープンスペースの一つである。

【カ行】

幹線道路

都市の骨格をなす道路で広域交流を支え都市域内を連絡する主要な道路をいう。

街区公園

都市公園法による都市公園分類の一種。主として街区内に居住する市民の利用に供することを目的とする公園をいう。面積 0.25ha を標準として配置する。

基本単位区

学校区、町丁、字など、市区町村を細分した地域についての結果を利用できるようにするために、平成２年国勢調査の際に導入された地域単位をいう。

丘陵地帯

小山や丘が連なった地帯。

急傾斜地

崩壊する恐れのある傾斜度が 30 度以上ある土地をいう。

狭隘道路

幅員が４メートルに満たない道路をいう。日常生活の通行ばかりではなく、日照・通風や災害時の消防・救急活動に支障をきたす。

緊急輸送路

地震等災害発生後において、避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施することを目的に定められた道路をいう。主要な都市間及び他県、防災拠点を連絡する緊急輸送路を利用し、緊急車両や援助物資の運搬車等が応急対策活動を行う。

近隣公園

都市公園法による都市公園分類の一種。主として近隣に居住する市民の利用に供することを目的する公園をいう。面積2ha を標準として配置する。

近隣商業地域

都市計画における用途地域のなかで、近隣住民のための商業の利便増進を図る地域。住居や店舗のほかに小規模の工場も建てられる地域をいう。

区まちづくりビジョン

熊本市が政令指定都市移行後、5 つの区役所が設置され、各々の区の魅力や特性を活かしたまちづくりを協働で進めるため、めざす区の姿やまちづくりの方向性を示したものであり、平成 25 年3月に策定された計画をいう。

熊本市景観計画

熊本市が熊本らしい景観の形成を推進するための基本的な方針及び景観形成のための具体的な制限（景観形成の基準）を明らかにし、地域固有の特性を生かした良好な景観形成を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成 22 年 1 月に策定された計画をいう。

熊本市第 2 次住宅マスタープラン

熊本市が大きな変化を遂げてきた住宅事情や経済・社会情勢等、多様化する市民ニーズや新たな課題等に対応し、住まい・まちづくりを進めるための住宅政策の基本方針を定めたものであり、平成 18 年３月に策定された計画をいう（平成 24 年３月に一部見直しを実施）。

熊本都市計画区域マスタープラン

概ね 20 年後の都市の姿を展望した都市計画の基本的な方向性を示すものであり、都市計画区域の整備や開発及び保全の方針について熊本県が平成 16 年５月に策定した計画をいう（平成 27 年５月に変更）。

熊本都市圏都市交通マスタープラン

望ましい熊本都市圏の将来像を実現するため、各交通機関相互の役割分担、連携の考え方など交通体系のあり方について、最新の「人の動き」に基づき検討を重ね、平成 28 年３月に策定された計画をいう。

熊本連携中枢都市圏ビジョン

熊本連携中枢都市圏を構成する市町村が連携し、「圏域全体の経済成長のけん引」「高次の都市機能の集積・強化」「圏域全体の生活関連機能の向上」の３つの取組を実施するために、平成 28 年３月に策定された計画をいう。

景観形成重点地域

自然景観、歴史的景観、農山村景観、河川景観などがあり、それらの景観が重点的に保全された地域をいう。

建築協定

建築基準法に基づき、地区における良好な住環境を維持又は改善するために建物の建築規制を行う民間協定をいう。地域住民自らが一定のルールを定め、自主的に運営管理さ

れることで、地域特性に合った魅力あるまちづくりを実現していくための制度。

広域交通

九州をはじめ国内各地方のなかで、各県域や各都市圏域を相互に結ぶ主として鉄道や道路の幹線となる交通をいう。

公共交通

路線バス、鉄道、地下鉄、都市モノレール、路面電車など不特定の人々を大量、かつ、効率的に運ぶことのできる交通手段をいう。

公共交通空白地域

鉄軌道や路線バスなどの公共交通が存在しない地域をいう。熊本市では熊本市公共交通基本条例においてバス停留所等からの距離が 1,000 メートル以上離れた地域と位置付けている。

公共交通グランドデザイン

熊本市が公共交通を基軸とした多核連携のまちづくりを目指し、国内外の交流促進や人口減少、超高齢社会を見据え、過度にマイカーに依存しない、誰もがおでかけできるまちの実現に向け、概ね 10 年後の公共交通ネットワークの将来像を描いたもので、平成 24 年２月に策定された計画をいう。

公共・公益施設

一般の住民の利用を目的として整備される施設を公共施設、住民生活に必要な施設を公益施設といい、その総称。公共施設としては道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路、消防の用に供する貯水施設等が都市計画法上、定義されている。また、公益施設としては、一般的に教育施設、官公庁施設、医療施設、コミュニティ施設などをいう。

工業地域

都市計画における用途地域のなかで、主として工業の利便を増進するための地域。あらゆる工場のほか住居や店舗も建てられるが、学校、病院、ホテルなどは建てられない地域をいう。

交通円滑化

交通混雑の著しい都市圏において、重点的な道路整備による交通容量拡大策と、交通需要マネジメント（交通混雑の緩和を図る方法：相乗りや時差出勤など）・マルチモーダル施策（都市への車の集中を緩和する総合的な交通施策：交通拠点へのアクセス強化など）を組み合わせて総合的な対策を進めることで、都市交通の円滑化を図り、交通渋滞と道路環境を改善するため、策定されたもの。

交通結節点

鉄道の乗り継ぎ駅、道路のインターチェンジ、鉄道からバス・タクシーへと乗り換えが行われる駅前広場など、交通が集中的に結ばれている地点のことをいう。

高度地区

地域地区の一種で、用途地域内において市街地の環境の維持又は土地利用の増進を図るために建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区をいう。都市計画法第９条第 17 項に規定されている。

国土利用計画（熊本県計画）第四次

熊本県土の健康で文化的な生活環境の確保と均衡ある発展を図ることを目的に、熊本県が県土の利用に関する基本的事項を定めたものであり、平成 20 年 12 月に策定した計画をいう。

骨格自転車ネットワーク

学校や駅など熊本市内の主要施設を結ぶ幹線道路や通勤や通学、買い物などの経路と

して現に自転車交通量が多い路線等を対象に、自転車ネットワーク路線を形成するもの。

コンパクトシティ

都市部の有効利用や中心部での機能の集約化により、徒歩による移動性を重視した都市形態またはその都市施策をいう。

【サ行】

災害拠点病院

平成８年に当時の厚生省の発令によって定められた「災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るための医療機関」をいう。

サブターミナル

交通結節点の分類において、幹線と市街地環状等が交差する地点をいう。

三次救急医療施設

二次救急体制では対応できない重症および複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者（頭部損傷、心筋梗塞、脳卒中など）を２４時間体制で受け入れる体制と高度な診療機能をもつ医療機関をいう。厚生労働省の承認を得て、都道府県が依頼した三次救急医療施設を救命救急センターという。

市街化区域

すでに市街地を形成している区域及びおおむね10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、都市計画で定めた区域をいう。

市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域として都市計画で定めた区域をいう。

市街地開発事業

一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物の整備を一体的に行い、面的な市街地の開発を図る事業をいう。「土地区画整理事業」、「市街地再開発事業」等がこれに該当する。

市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るために、建築物及び敷地の整備とあわせて公共施設の整備を行う事業である。

自主防災クラブ

災害が発生した場合に地域住民が連携し協力し合って、自助・共助の考えに基づき地域の被害を最小限度に抑えるため活動する組織をいう。

自転車専用レーン

車両通行帯の設けられた道路において道路標識等により通行の区分がされている専用レーンをいう。

自転車通行帯

専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作部により区画して設けられる自転車道をいう。

集落内開発制度（指定区域）

通常、建築物の建築が制限されている市街化調整区域において、指定された区域内で特定の建築物の建築を可能とするため設けられた制度であり、熊本市では指定区域を行い、指定区域内では誰でも建築が可能（開発許可が必要）としている。

商業地域

都市計画における用途地域のなかで、商業・業務の利便増進をするための地域。銀行・映画館・飲食店・百貨店などが集まり、住宅や小規模の工場も建てられる地域をいう。

親水空間

人々が水辺に接近し、水や生物とふれ合える場所をいう。

シンボルプロムナード

桜町・花畑地区の通称シンボルロードを、近年国内に例のない規模で車が通行しない全面的な歩行者空間とし、それに面した民地内のセミパブリック空間と合せて「人が主役のシンボルプロムナード」と位置付けることにより、市民や観光客が歩くことを楽しめる空間として賑わいの創出や回遊性の向上を図るもの。

住区基幹公園

街区に居住する者の利用に供することを目的とした公園をいう。街区公園（面積0.25ha を標準として配置）、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする近隣公園（面積2ha を標準として配置する）、主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする地区公園（面積4ha を標準として配置する）がある。

住宅密集地

住居が密集して建設された地域をいう。

準工業地域

都市計画における用途地域のなかで、環境悪化のおそれのない工業の利便を図る地域。主に軽工業の工場やサービス施設などが立地し、危険性、環境悪化が大きい工場を除き、ほとんど建てられる地域をいう。

準住居地域

都市計画における用途地域のなかで、沿道の特性に適した自動車関連施設などの業務の立地と住居との調和を守るための地域をいう。

スマートインターチェンジ

高速道路利用者の利便性向上のため、サービスエリア・パーキングエリアなどを利用し、建設・管理コストの縮減が可能な ETC 専用のインターチェンジをいう。

政令指定都市ビジョン

熊本市が政令指定都市としての効果を生かすことで、熊本市の固有の資源や都市の特性に基づく「誇り」をさらに高め、めざす政令指定都市の姿を実現するための「挑戦」を重点戦略と掲げ、平成 22 年 11 月に策定された計画をいう。

総合公園

都市公園法による都市公園分類の一種。都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園をいう。面積 10～50ha を標準として配置する。

ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）

SNS とは、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場の提供や、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスをいう。

外環状道路

東バイパス、北バイパス(延伸整備中)、植木バイパス（整備中）及び熊本西環状線(整備中)、熊本港線で構成される環状の道路をいう。

【タ行】

耐震強化岸壁

大規模な地震が発生した場合でも一定の機能を維持できるように、通常のものより地震に対する強度を強化した岸壁をいう。

宅地造成等規制区域

宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域であり、宅地造成に関する工事について規制を行う必要がある区域をいう。

第 1 種低層住居専用地域

都市計画における用途地域のなかで、低層住宅の良好な環境を守るための地域。小規模な店舗や事務所をかねた住宅や小中学校などが建てられる地域をいう。

第 1 種中高層住居専用地域

都市計画における用途地域のなかで、中高層住宅の良好な環境を守るための地域。病院、大学などのほか、床面積 500 ㎡までの一定の店舗などが建てられる地域をいう。

第 2 種中高層住居専用地域

都市計画における用途地域のなかで、主として中高層住宅の良好な環境を守るための地域。病院、大学などのほか、床面積 1,500 ㎡までの一定の店舗などが建てられる地域をいう。

第 1 種住居地域

都市計画における用途地域のなかで、住居の環境を守るための地域。床面積が 3,000 ㎡までの店舗、事務所・ホテルなどが建てられる地域をいう。

第 3 次熊本市環境総合計画

熊本市が「ふるさとの自然を守り、世界に誇れる環境先進都市をつくる」取り組みを推進するため、市民・市民活動団体・事業者・市のすべての主体が一体となって環境の保全と創造に取り組むことを目的に、平成 23 年 4 月に策定された計画をいう。（平成 28 年 4 月に改訂）

第 2 種住居地域

都市計画における用途地域のなかで、主として住居の環境を守るための地域。店舗、事務所、ホテル、パチンコ屋、カラオケボックスなどは建てられる地域をいう。

第 2 種低層住居専用地域

都市計画における用途地域のなかで、低層住宅の良好な環境を守るための地域。小中学校などのほか、床面積が150㎡までの小規模な店舗などが建てられる地域をいう。

第 2 次熊本市自転車利用環境整備基本計画

熊本市が自家用車に過度に依存せずに暮らせるコンパクトなまちづくりにおける都市交通の一手段として、自転車が気軽に利用できる環境を実現するとともに、中心市街地活性化や低炭素都市づくりを目的に、平成 24 年 2 月に策定された計画をいう。

第 7 次熊本市総合計画

総合的・計画的な市政運営及び市民生活の行動指針として平成 28 年 3 月に策定され、目標年次を平成 35 年度（西暦 2023 年度）とした熊本市の施策・計画などの基本となる上位計画をいう。

地域高規格道路

自動車専用道路もしくはこれと同等の高い規格を有し、60～80km/h の高速サービスを提供できる道路で熊本西環状線、熊本天草幹線道路、中九州横断道路などを位置づけている。

地域コミュニティ交通

公共交通が運行されていない地域の交通の利便性向上や、交通弱者の移動手段確保を目的とするものをいう。小型バスやジャンボタクシーなどの車両を使用し路線を定めて定時運行するもの・路線を定めず予約に応じて運行する形態などがある。事業主体も自治体・住民団体・商業団体・交通事業者などがある。

地下水かん養能力

降雨・河川水などが地下浸透して帯水層に水が供給されること。

地区計画

地区の特性に応じて、道路・公園などの地区施設の配置や建物の用途・形態・意匠などについて、地域住民の意向による計画を定め、良好なまちづくりを推進する制度をいう。

地区公園

都市公園法による都市公園分類の一種。主として徒歩圏域内に居住する市民の利用に供することを目的とする公園をいう。面積4ha を標準として配置する。

中心市街地活性化基本計画

平成 18 年８月に施行された「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき策定され、内閣総理大臣による認定を受けた計画をいう。１期計画が平成 19 年５月に、２期計画が平成 24 年３月に、３期計画が平成 29 年３月にそれぞれ内閣総理大臣による認定を受けている。

低炭素都市づくり戦略計画

熊本市が目指す「低炭素都市くまもと」の将来像や温室効果ガス削減目標を掲げ、本市の地域特性を活かした中長期の対策の方向性や取り組みを４つの戦略に体系化し、さらに今後５年間に取り組む事業からなるアクションプランを示したものであり、平成 22 年３月に策定された計画をいう（平成 27 年３月に改訂）。

デマンドタクシー

利用者から予約（デマンド）があった場合のみ運行するタクシーのことをいう。路線バスと異なり、利用者がいない場合は運行しないため、運行費用が発生せず、利用者（居住者）の少ない地域で生活交通確保にあたり効率的かつ有効な手段の一つ。

特殊公園

風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園をいう。その目的に則し配置する。

都市基幹公園

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とした公園をいう。総合公園（面積 10～50ha を標準として配置）と、都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とした運動公園（面積 15～75ha を標準として配置）がある。

都市機能

都市に必要とされる様々な働きやサービスのことで、居住、商業、業務、工業、交通、政治、行政、教育、福祉、医療などの諸活動によって担われる。

都市計画区域

自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的に整備し、開発し及び保全する必要のある区域として指定されたものをいう。

都市計画道路

都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法で定められた道路をいう。

都市ストック

ストックは時間をかけて蓄積されてきた物や情報のことである。都市ストックとは都市の基盤施設や歴史・文化、産業や自然に関するストックの総称をいう。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、公共施設の改善及び宅地の利用増進を図ることを目的とした事業。土地の所有者が道路・公園などの公共施設用地を生み出すために所有地の一部を提供し、宅地形状を整えることにより良好な住環境を整備する事業をいう。

【ナ行】

二次救急医療施設

地域の病院（一般の総合病院や国公立病院など）がグループをつくり、輪番制で休日、夜間に重症救急患者を受け入れて入院治療を行う医療機関をいう。原則として初期救急医療施設からの転送患者を受け入れるものである。

農業振興地域整備計画

熊本市が農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成 18 年９月に策定された計画をいう（平成 27 年５月に改訂）。

農振農用地

農業振興地整備計画において指定されるものであり、農用地として利用すべき土地の区域を定め、農業生産の基盤の整備及び開発を行うとともに、農用地としての保全と有効利用を図るため、農地転用の制限、開発行為の制限等の措置を行う。

法面緑化

掘削などにより盛土をすることにより出来た土の傾斜面を、植物により被覆し安定させることをいう。

【ハ行】

ハザードマップ

洪水や津波、火山噴火など災害発生時に、住民が安全に避難できるよう被害の予想区域や程度、避難場所などを地図化したものをいう。自治体が作製し、避難勧告を出す際の重要な指針となる。

風致地区

都市計画法に基づく地域地区の一種。都市の風致を維持するために指定する地区である。具体的には、自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地などに指定、建築物、造成、伐採などに対しての規制を受ける。

放射道路

都市の中心から放射状に延びる主要な幹線道路をいい、代表的なものとして国道３号、57 号などがある。

放置禁止区域エリア

自転車を放置することが禁止されているエリアを指し、エリア内に放置されている自転車は即時撤去が可能である。熊本市では、駐輪場の整備を進めるとともに、エリアの拡大を図ることで放置自転車をなくすことを目指している（主に自転車駐車場から半径 300m 以内の範囲）。

【マ行】

緑の基本計画

平成６年の都市緑地保全法の一部改正により創設されたものであり、都市における緑地の保全及び緑化の目標、推進施策を定めた計画をいう。

無電柱化

道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすことをいう。

【ヤ行】

用途地域

都市計画区域の主として市街化区域において定める12 種類の建築物の用途の制限を行う地域をいう。建築物の用途、建ぺい率、容積率、高さ等の規制については、建築基準法の規定により行われる。

【ラ行】

ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方をいう。

6 第 2 次熊本市都市マスタープラン（地域別構想）策定経緯等

1）策定の経緯

・平成 26 年 3 月策定時

年度	日程	内容
平成 24 年度	6 月 19 日	第 1 回　庁内検討会議
	7 月 27 日	第 1 回　策定委員会
	9 月 19 日 9 月 28 日	第 2 回　庁内検討会議 第 2 回　策定委員会
	12 月 21 日 12 月 26 日	第 3 回　庁内検討会議 第 3 回　策定委員会
	2 月 20 日	第 4 回　庁内検討会議
	3 月 3 月 28 日	平成 25 年第 1 回定例会　常任委員会（進捗状況報告） 第 28 回都市計画審議会（進捗状況報告）
平成 25 年度	5 月 22 日 5 月 29 日	第 5 回　庁内検討会議 第 4 回　策定委員会
	7 月 19 日	第 5 回　策定委員会
	8 月 19 日 8 月 23 日 8 月 26 日	第 6 回　策定委員会 第 29 回都市計画審議会（素案中間報告） 第 6 回　庁内検討会議
	9 月	平成 25 年第 3 回定例会　常任委員会（素案中間報告）
	10 月 17 日 10 月 21 日 ～24 日	住民説明会の開催 （5 区で各 1 回開催）
	11 月 27 日	第 7 回　策定委員会
	12 月	平成 25 年第 4 回定例会　常任委員会（素案報告）
	12 月 24 日 ～1 月 23 日	パブリックコメントの実施
	2 月 19 日	第 8 回　策定委員会
	3 月 3 月 28 日	平成 26 年第 1 回定例会　常任委員会（最終報告） 第 30 回都市計画審議会（最終報告）

・平成 30 年 9 月策定時

年度	日程	内容
平成 29 年度	11 月 30 日	第１回　策定委員会
	２月 13 日	第２回　策定委員会
	３月 27 日	第 38 回都市計画審議会（進捗状況報告）
平成 30 年度	４月 27 日～ ５月９日	住民説明会の開催 （５区で各２回開催）
	６月	平成 30 年第２回定例会　常任委員会（素案報告）
	６月 25 日 ～7 月 25 日	パブリックコメントの実施
	８月 20 日	第３回　策定委員会

２）検討の体制

①第２次熊本市都市マスタープラン（地域別構想）策定委員会

学識経験者、公募市民により構成された「第２次熊本市都市マスタープラン（地域別構想）策定委員会」を設置し、多方面の分野の専門的立場からのご意見を反映して策定しました。

・平成 26 年 3 月策定時

種別	分野	氏名等
学識経験者	都市計画	両角　光男（熊本大学　理事・副学長）　【委員長】
	交通計画	田中　聖人（東海大学　教授　産業工学部環境保全学科）
	経済政策	上山　圭司（商工会議所中心市街地活性化委員会委員長） 〇北村　美樹浩（商工会議所中心市街地活性化委員会委員長）
	住宅政策	磯田　桂史（熊本大学五高記念館　客員教授）
	農業政策	佐藤　和弘（㈱地域総研　代表取締役）
	地域政策	西　英子（熊本県立大学　准教授　環境共生学部）
	環境政策	原　育美（環境ネットワークくまもと　副代表）
市民	公募	平川　智裕
	公募	赤星　文比古

〇は前任者

・平成 30 年 9 月策定時

種別	分野	氏名等
学識経験者	都市計画	両角　光男（熊本大学　名誉教授・顧問）　【委員長】
	交通計画	田中　聖人（元　東海大学　教授）
	経済政策	前田　仁（商工会議所中心市街地活性化委員会委員長）
	住宅政策	本間　里見（熊本大学大学院先端科学研究部　准教授）
	農業政策	柴田　祐（熊本県立大学環境共生学部　教授）
	地域・福祉	相藤　絹代（熊本大学・熊本学園大学　非常勤講師）
	環境政策	原　育美（環境ネットワークくまもと　副代表）

【第 2 次熊本市都市マスタープラン（地域別構想）策定委員会開催日程・議事内容】

・平成 26 年 3 月策定時

回	日程	議　　題
第１回	平成 24 年 7 月 27 日	（第 2 次熊本市都市マスタープラン（地域別構想）策定委員会の設置） 〇都市マスタープランの概要 〇各区の現況整理 〇検討項目について
第２回	平成 24 年 9 月 28 日	〇各種計画の概要 〇地域拠点への都市機能誘導 〇多核連携型都市構造における居住について
第３回	平成 24 年 12 月 26 日	〇これまでの取り纏めについて （地域拠点形成の方針、多核連携型都市構造における居住の方針） 〇区ごとの取り纏めについて （特性・現況、都市づくり方針、各分野に関わる方針、将来構成図）
第４回	平成 25 年 5 月 29 日	〇都市マスタープラン（地域別構想）たたき台（案）について
第５回	平成 25 年 7 月 19 日	〇都市マスタープラン（地域別構想）たたき台について
第６回	平成 25 年 8 月 19 日	〇第 2 次熊本市都市マスタープラン（地域別構想）素案について
第７回	平成 25 年 11 月 27 日	〇住民説明会の開催結果報告 〇第 2 次熊本市都市マスタープラン（地域別構想）素案について
第8回	平成 26 年 2 月 19 日	〇パブリックコメントの結果について 〇第 2 次熊本市都市マスタープラン（地域別構想）素案について

・平成 30 年 9 月策定時

回	日程	議　　題
第１回	平成 29 年 11 月 30 日	〇第 2 次熊本市都市マスタープラン（地域別構想）の見直しについて
第２回	平成 30 年 2 月 13 日	〇第 2 次熊本市都市マスタープラン（地域別構想）の見直しについて

第３回	平成 30 年 ８月 20 日	○住民説明会及びパブリックコメントの結果について ○第２次熊本市都市マスタープラン（地域別構想）素案について

②第 2 次熊本市都市マスタープラン（地域別構想）庁内検討会

庁内及び各区の関係各課による庁内検討会を開催し、関連する分野計画や関連事業との調整を図りながら検討を行いました。

区・局	課
政策局	政策企画課
政策局	復興総室
政策局	危機管理防災総室
総務局	総務課
財政局	資産マネジメント課
市民局	地域政策課
市民局	地域活動推進課
健康福祉局	健康福祉政策課
環境局	環境政策課
環境局	環境共生課
環境局	水保全課
経済観光局	経済政策課
経済観光局	商業金融課
経済観光局	観光政策課
農水局	農業・ブランド戦略課
都市建設局	交通政策課
都市建設局	都心活性推進課
都市建設局	開発景観課
都市建設局	熊本駅周辺整備事務所
都市建設局	建築政策課
都市建設局	住宅課
都市建設局	土木総務課
都市建設局	道路整備課
都市建設局	河川課
都市建設局	公園課
中央区役所	総務企画課
東区役所	総務企画課
西区役所	総務企画課
南区役所	総務企画課
北区役所	総務企画課
消防局	総務課
上下水道局	計画調整課
教育委員会事務局	教育政策課
農業委員会事務局	農業委員会
（事務局）都市建設局	都市政策課

熊本市

第2次
熊本市都市マスタープラン
地域別構想

熊本市 都市建設局 都市政策課
〒860-8601　熊本市中央区手取本町1番1号
TEL096-328-2502 FAX096-351-2182